

飯舘村第6次総合振興計画 後期計画



令和5年度～令和7年度



ごあいさつ

飯舘村では、令和3年度から令和7年度を計画年度とする第6次総合振興計画（前期計画）を令和2年9月に策定しました。

前期計画では、計画期間の中間年度である令和5年度において見直しを行うとされており、この度、後期計画として再構成したところです。



後期計画では、前期計画において村民の皆様や策定委員の方々の議論・協議によって紡ぎ出された4つの基本方針を引き継ぎながら、新たに「人口増加策」の視点を加え、村で働く「なりわい人口」や村の「住基人口」について、中期的な目標を掲げています。

現在、本村は様々な復興財源を活用していますが、4つの基本方針を実現するためには、自主財源の確保が必要不可欠です。後期計画期間は、復興のその先の将来像を見据えつつ、「村民の今を支える」取組みと「村の将来への布石」となる取組みをもって、「自立」に向けた歩みを確実に進めていかなければなりません。そのためには、「どのような考え方で村づくりを進めるのか」から一歩踏み出し、村民と行政が「何をめざして、何を行うのか」目標を明確にし、共有することが大切です。

これまでも行政区を中心に村民のみなさんと行政とがともに村づくりに取り組んできましたが、今後はより一層、村民一人ひとりの参画、ともに工夫しともに行動することが不可欠です。

本後期計画は、策定委員会での協議、振興計画審議会、そして議会にそれぞれお諮りしながら、パブリックコメントや、住民懇談会など、村民のみなさんや有識者の方々のご意見を踏まえ、完成に至りました。

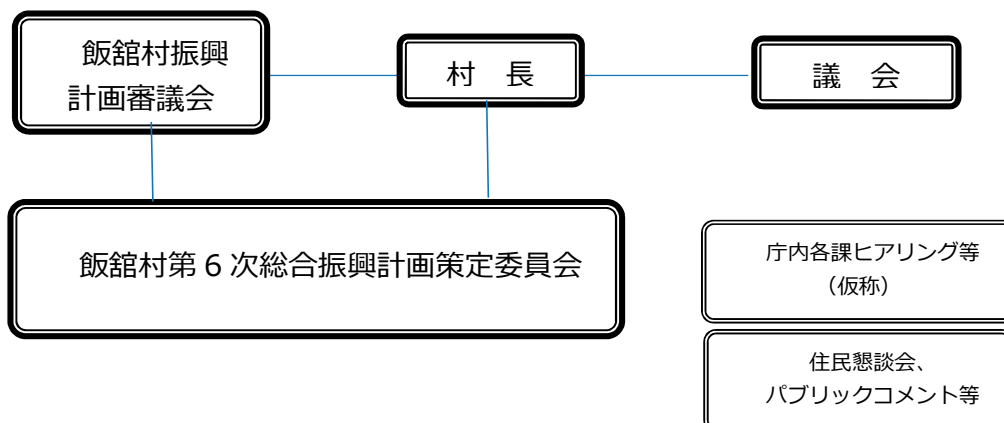
ぜひこの第6次総合振興計画後期計画をご覧ください、ふるさとの将来像を語り合いましょう。

そして自らも「ふるさとの担い手」として、ふるさとを磨き上げていく主役に、またプレイヤーになっていただくきっかけとしてご活用いただければ、大変ありがたく存じます。

この計画の見直しにあたりまして、さまざまな機会を通して、貴重なご意見をお寄せくださいました策定委員会をはじめとした村民の皆さま、ご指導・ご助言を賜りました振興計画審議会の皆さま、そしてご協力を賜りました多くの皆さまに心から感謝を申し上げます。

飯舘村長 杉岡 誠

計画策定組織図



策定の経過

月 日	内 容
«令和4年度»	
令和4年9月14日	第1回庁内ヒアリング
9月20日	第2回庁内ヒアリング
9月28日	第3回庁内ヒアリング
10月3日	第4回庁内ヒアリング
10月4日	第5回庁内ヒアリング
12月8日	第1回策定委員会
令和5年1月24日	第2回策定委員会
2月28日	第3回策定委員会
«令和5年度»	
10月1日	住民懇談会①② (ふれあい館)
10月7日	住民懇談会③④ (福島市/ふれあい館)
10月13日	議会説明
10月14日	住民懇談会⑤ (南相馬市)
11月7日	パブリックコメント開始
11月17日	第1回振興計画審議会
11月21日	パブリックコメント終了
12月1日	第2回振興計画審議会
12月13日	議会説明
12月15日	議会議決および承認

※専門部会については、前期計画の4つの基本方針を変更せずそのまま引き継いでいるため、開催しておりません。

目次

身近な人口と村のお金の話①	1
身近な人口と村のお金の話②	3
第1編 序論	5
第1章 後期計画について	5
第1節 後期計画策定の趣旨	5
第2節 前期計画からの変更点	6
第2章 人口目標と村を取り巻く状況.....	9
第1節 人口の見通し	9
第2節 財政の見通し	10
第3節 社会背景	12
第4節 人口増加策	13
第2編 基本構想	16
第1章 施策の体系図.....	16
第2章 村の将来像	18
第3章 基本方針	19
第3編 基本計画	20
第1章 施策Ⅰ 産業・観光・移住分野.....	20
施策Ⅰ-1 産業（農林畜産業）	20
施策Ⅰ-2 産業（商工業）	23
施策Ⅰ-3 観光	25
施策Ⅰ-4 移住	27
第2章 施策Ⅱ 健康・福祉・環境分野	30
施策Ⅱ-1 健康	30
施策Ⅱ-2 福祉	33
施策Ⅱ-3 環境	35
第3章 施策Ⅲ 学校教育・社会教育・文化分野	38
施策Ⅲ-1 学校教育	38
施策Ⅲ-2 社会教育	40
施策Ⅲ-3 文化	42
第4章 施策Ⅳ 防災・建設・行財政分野.....	44
施策Ⅳ-1 防災	44
施策Ⅳ-2 建設	46
施策Ⅳ-3 行財政	48
計画の推進に向けて	50
巻末資料.....	52

身近な人口と村のお金の話①

2020（令和2）年、第6次総合振興計画策定当時の村内居住人口は1,480人でした。

どの年代の人が何人いるかを表した横棒グラフで見ると、2020年（男＝青、女＝ピンク）は全体として高年齢層の人口が多く、若年齢層が少ないことが分かります。男女ともに人口のピーク（人口が最も多い）は60歳代で、最も少ないのは10歳代です。

グレーの棒グラフは国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の将来人口の推計値です。これまでどおりに人口が推移していくならば、20年後、人口のピークは80歳代、最も少ない年代は30歳代となっており、その人口は男女それぞれ10人を下回る推計となっています。全体での村内居住人口は2020年と比較して631人減少する見込みです。

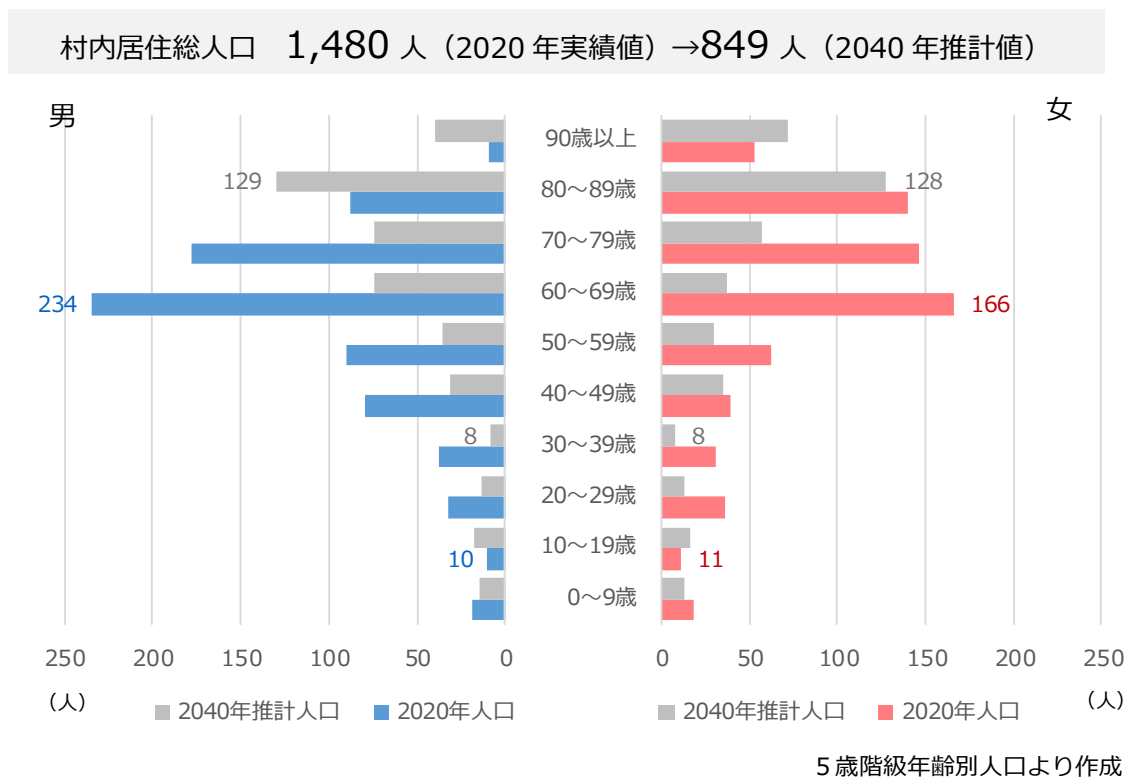


図 村内居住者の年代別人口の推計（2020年現在）

人口対策として、現在のところ提唱されている主な方法の1つは「出生率の向上」＝生まれる子どもの数が増えるようにすること、もう1つは「移動の改善」＝村に移住してくる人の数が村から出ていく人の数を上回ることです。

これらの対策の効果はすぐに表れるものではありませんので、さらに先の2060年の推計値で比較してみます。

なお、この際の「移住」とは、「村内に新たに居住すること」を意味しており、その対象は、新規の転入者のほか、現在避難先に居住している村民も含まれます。

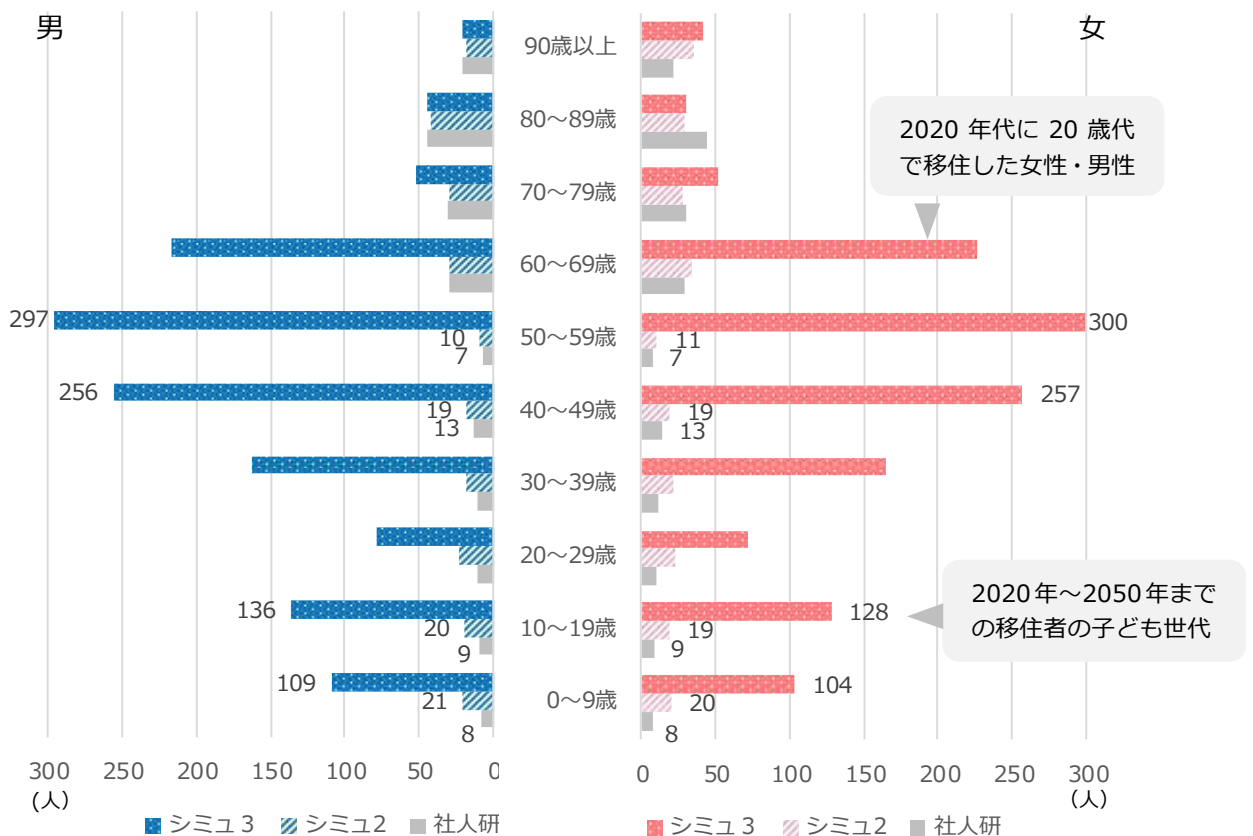


図 村内移住者の対策別将来人口推計の比較 (2020年現在)

	社人研	国立社会保障・人口問題研究所に準拠した将来推計	2060年総人口
シミュ2 (シミュレーション2)	シミュ2	国立社会保障・人口問題研究所に準拠した人口推計に加えて、合計特殊出生率が2.07 (人口置換水準) まで上昇したと仮定	479人
シミュ3 (シミュレーション3)	シミュ3	国立社会保障・人口問題研究所に準拠した人口推計に加えて、2050年までの間、20~39歳の男女60人/年の移住があると仮定	2,588人

グラフを見てみると、社人研とシミュレーション2 (いずれも移住者の大幅な増加を見込まないパターン) の推計を比べてみても、人口に大きな変動は見られません。このため「村に移住してくる人を増やすこと」がより有効であると考えられます。

シミュレーションは無数にありますが、シミュレーション3は村外から村への移住が続き、人口構成が大きく変化した例です。この実現条件は2050年までの間、毎年20~39歳の男女60人が移住し、村に定住して子どもを持つと仮定したものです。これは極端な例となりますが、いずれにせよ、相当数の人に「飯舘村に住みたい」と思ってもらえる村づくりに取り組む必要があります。

身近な人口と村のお金の話②

- 歳入 = 村の年間収入のこと。税金など
- 歳出 = 村の年間支出のこと。公共事業費や社会保障費、公務員給与など

村の運営にかかる支出のことを歳出といい、農業振興や土木、教育や消防など様々な目的に使われていますが、中でも村民の皆さん一人ひとりに関わりが深いのが「医療・福祉・介護事業」ではないでしょうか。

令和4年度、村の歳出額は総額 149 億 1,185 万円でしたが、そのうち医療・福祉・介護事業費が占める金額は、全体の 22%にあたる 32 億 4,565 万円でした。これらは、村外に居住している人も対象として、村民の皆さんが安心して暮らしていくために重要な事業に使用されています。

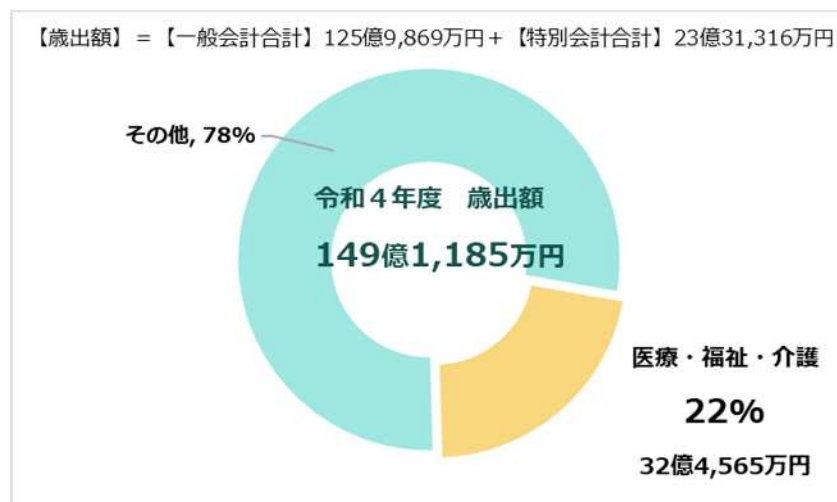


図 令和4年度 飯舘村の決算（概要）に占める医療・福祉・介護費の割合

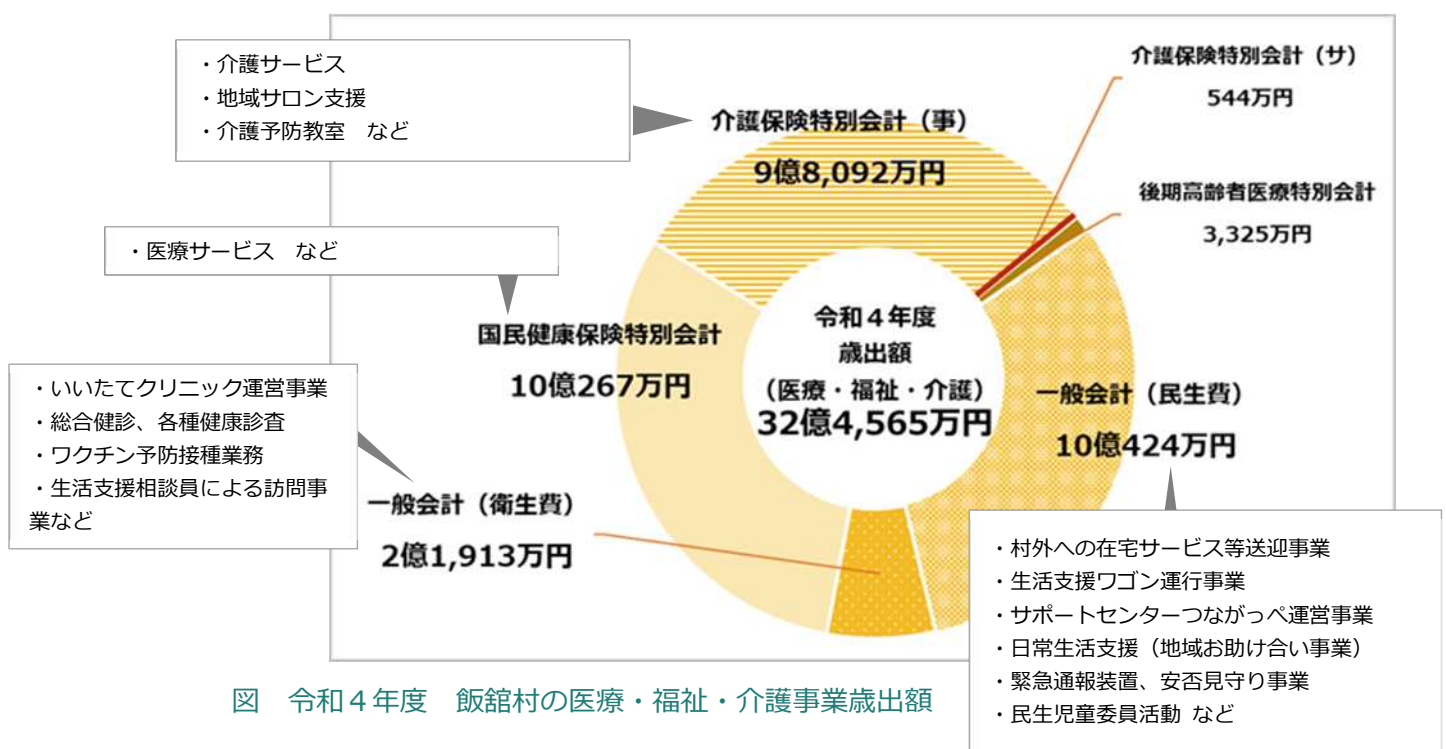


図 令和4年度 飯舘村の医療・福祉・介護事業歳出額

これらの事業費について歳入の面から見てみると、医療・福祉・介護事業費をまかなうための財源は、国や県からの支出金が60%、村の財源からの支出が31%程度となっており、大部分を国や県に依存している状況となっています。

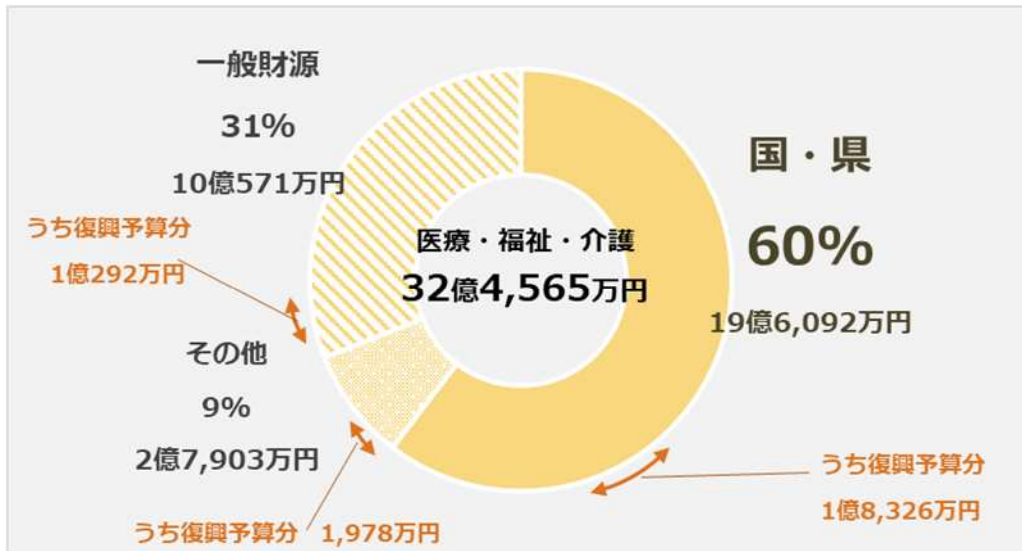


図 令和4年度 飯舘村の医療・福祉・介護関係の主要事業財源

しかし、復興が進むにつれ、国・県からの支出金が縮小していくことは確実です。現在と同等のサービスを今後も提供していくためには、村の自主財源を確保していかなくてはなりません。そのためにも、ある程度の人口を維持していくことが必要です。

いかに村の財源を確保し村民の安全・安心な暮らしを守る公共サービスを提供していくかが大きな課題であり、これまでになかった試みにも行政と村民の皆さんがともに取り組んでいく必要があります。

第1編 序論

第1章 後期計画について

第1節 後期計画策定の趣旨

令和2年、第6次総合振興計画策定当時の本村は、東日本大震災から10年が経過していたものの、村の未来を描くことにまだまだ不安が大きい状況でした。このため、計画策定において施策効果を判定するための目標設定は敢えて行わず、村づくりに取り組む基本的な考え方を示すに留め、計画期間も5年としました。

その後令和5年現在までの間、社会全体では激甚化する自然災害や感染症の世界的流行、戦争などが生活のあらゆる面において影響を及ぼし、計画について加味すべき様々な条件が変わってきました。一方、本村では移転先で村を心に留めながら活躍する村民や村外からの移住者が増え、当時計画した数々の事業等が実現し始めています。

このような状況を踏まえ、今回の見直しでは「行政と村民が村の将来像を共有しやすい形とすること」「計画書を各行政分野での指針として扱いやすい形とすること」を目的とし、村民が参画した計画策定時の基本方針を踏まえながら、将来像を含む形で体系化し再整理しました。

以後、令和2年度に策定した当初の第6次総合振興計画を「前期計画」、今回見直した令和5年度以降の第6次総合振興計画を「後期計画」と呼びます。

前期計画

1. ネットワーク型の村づくり
2. 比較的短期間の計画とする
3. 村民の自立・自律を強調
4. 将来像を設定せず、村民の意見に基づく事業主体の整理
5. 重点事業を振興計画に定義
6. 村復興計画の併用

後期計画

1. 人口動態予測を明示
2. 人口増加策を定義
3. 前期計画策定時の村民の意見を「変わらないコンセプト」として位置づけ「基本構想」を作成し、行政運営の方針書となるよう整理
4. 村民全体での目標共有
5. 第二期復興創生期間中の村復興計画の併用

第 2 節 前期計画からの変更点

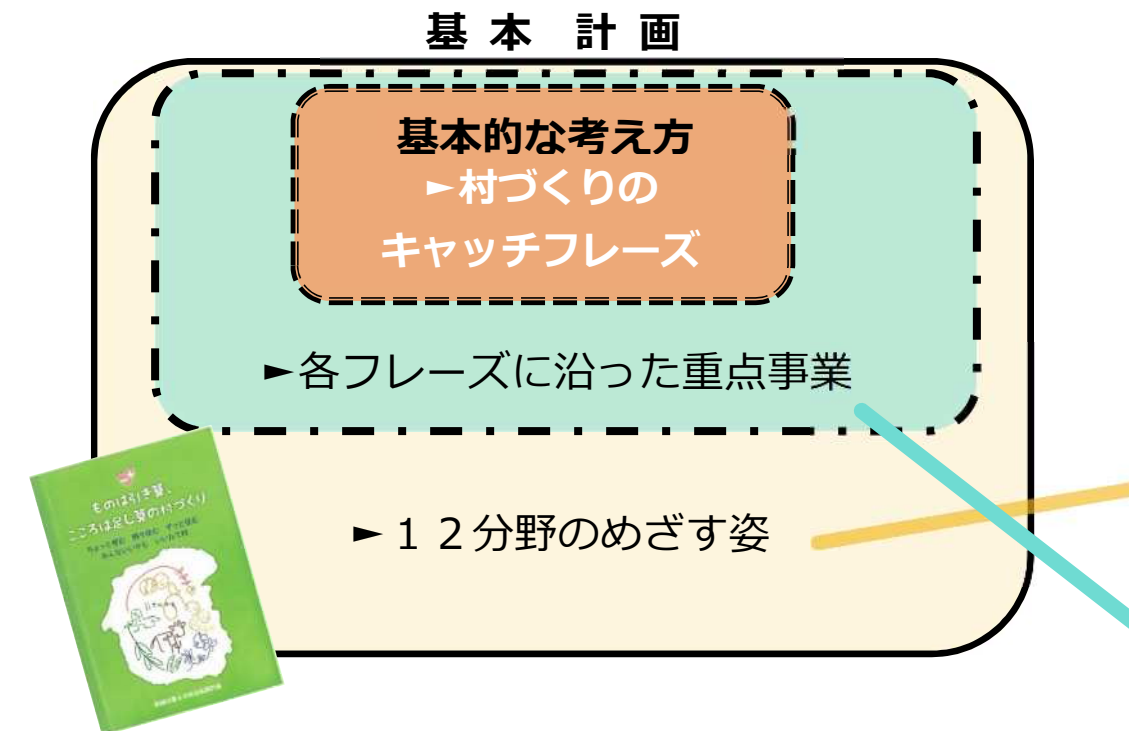
(1) 前期計画の構成と期間

- 「基本的な考え方」と「基本計画」から構成
- 計画期間は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で策定
- 「基本的な考え方」は村づくりの方向性を示す
- 「基本計画」は基本的な考え方に沿った村づくりのための方針や事業を示す
- 特に優先的に取り組むものを「重点事業」とする
- 村復興計画は当面の間併用する

(2) 後期計画の構成と期間

- 前期計画及び復興計画から継続する内容を含み「基本構想」と「基本計画」、「実施計画」で構成
- 計画期間は令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間
- 「基本構想」は、村のめざす「将来像」と大別した分野ごとの「基本方針」で構成し、村づくりの方向性を示す
- 「基本計画」は、「基本構想」実現のために必要となる「施策」を体系的に示す
- 「実施計画」は、「基本計画」実現のためのより具体的な取組について示す
- 計画の実効性を高めるため、目標に対する指標を設定
- 「実施計画」の内容は年度の状況により毎年変化していくため、計画書本編には記載せず、別冊として構成し、随時更新する
- 国の復興創生第二期（令和 3 年～ 7 年）の各種復興関連事業については、引き続き村復興計画を併用する

前期計画（令和3年度～令和7年度）



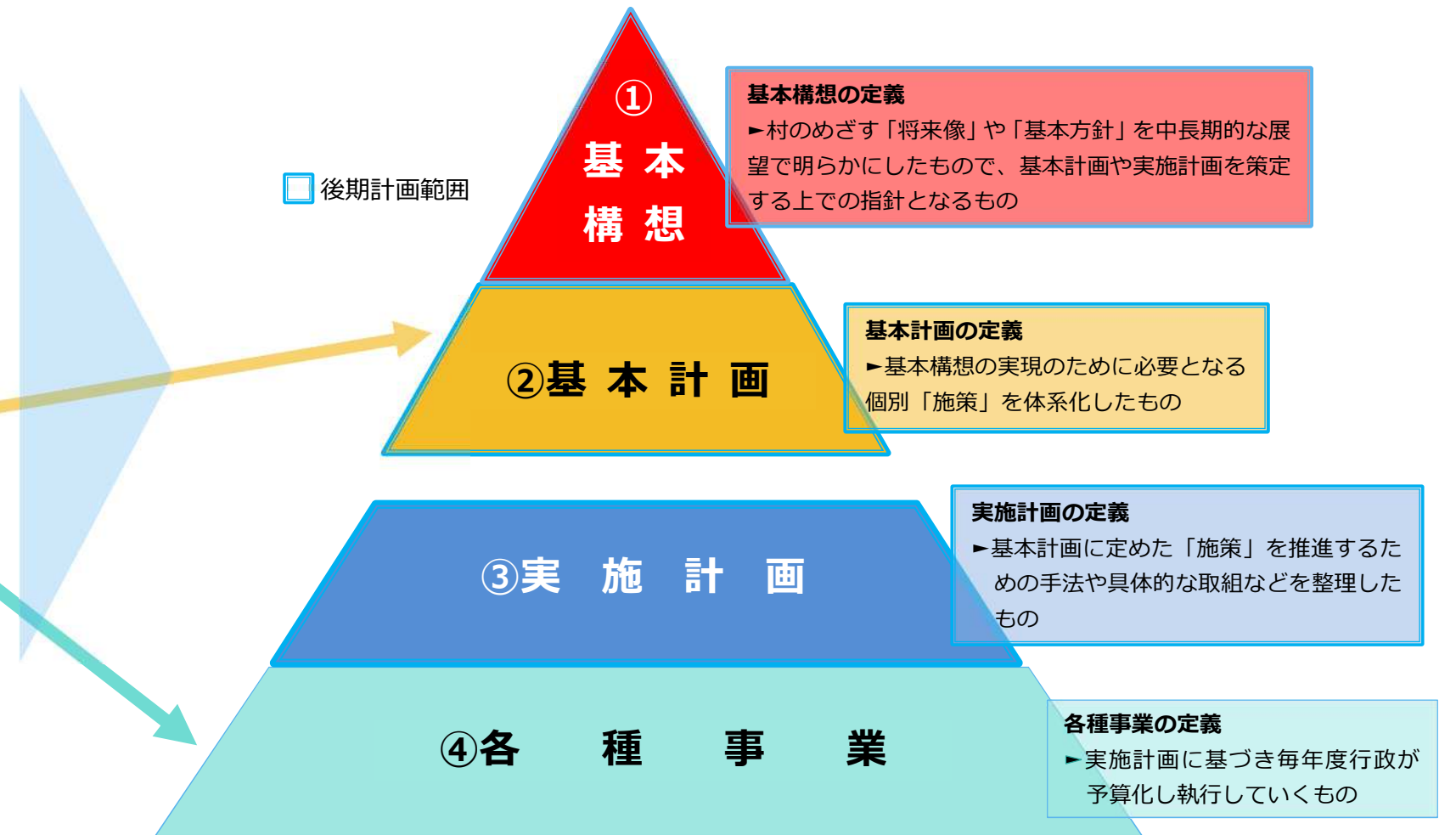
前期計画

- 「基本的な考え方」と「基本計画」から構成されており、それらに付随する形で重点事業の詳細が明記されています。
- 「基本的な考え方」は村づくりの方向性を表しています。
- 「基本計画」は「基本的な考え方」に沿った分野ごとの方針や事業を示しています。

【今回の中間見直しで明らかとなった点】

1. 前期計画の「各フレーズに沿った重点事業」は、事業名は異なるものの、その理念の実現に向けて令和5年度事業関連（復興関連事業を含む）において、約8割の着手率を達成したこと
2. 他市町村の総合計画では、その自治体の目指す姿と方向性・施策を示す体裁がほとんどであるのに対して、村の前期計画は「基本的な考え方」の直下に「重点事業」が明記され、「目的」を達成するための「手段」であるべき「事業」の実施そのものが目的化されているように見えること
3. 議会での予算承認を要する「事業」が、前期計画では策定時点での財源確保が確定しないまま「重点事業」として掲載されていること
4. 自主財源の少ない村にとって、「事業」を実施する上で国・県の補助金・交付金等の財源確保は必須である視点が明記されていないこと
5. いいたてまでいな復興計画（第1版～第5版）と併行した計画となっているため、現に村予算の多くの部分は、国・県財源による復興関連事業が占めていること
6. 自治体の根幹となる「人口」に着目した人口動態（若年層の減少、高齢者比率の増加等）予測に基づく方針・目標が示されていないこと

後期計画（令和5年度～令和7年度）



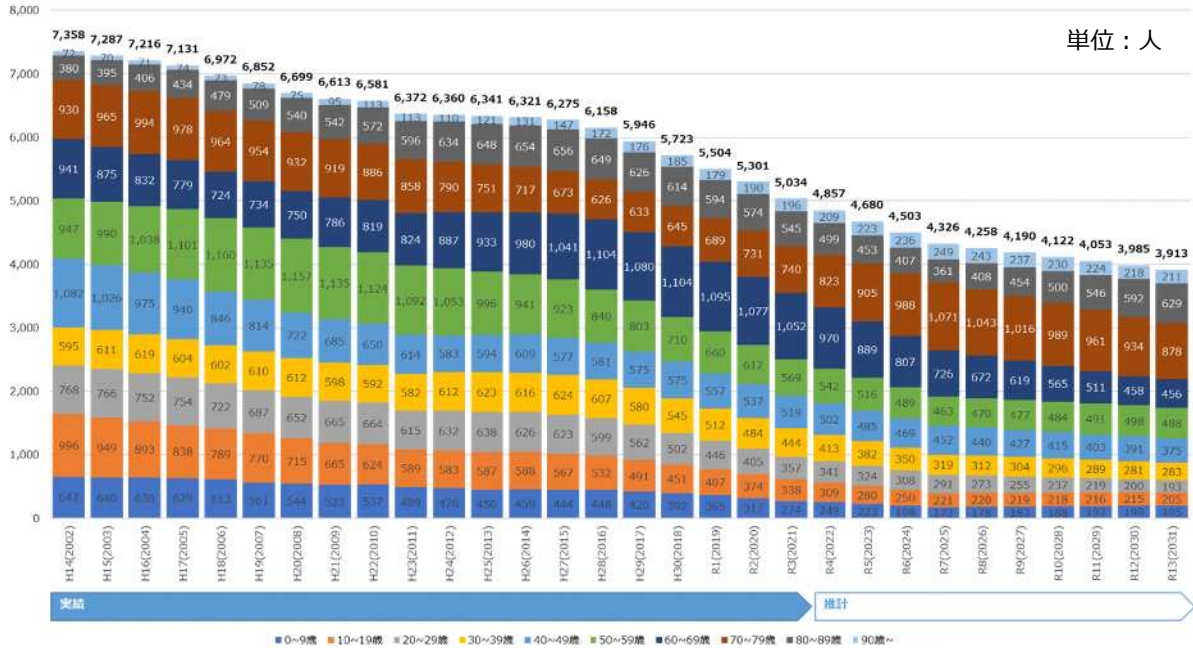
後期計画

- (ア) 前期計画では「基本計画」の中に村づくりのキャッチフレーズや各種事業、分野ごとのめざす姿が記載されていたものを、後期計画の中で「①基本構想」と「②基本計画」、「③実施計画」のそれぞれの定義に基づき整理しました。
- (イ) 後期計画の中の「①基本構想」と「②基本計画」は、前期計画策定時、策定委員をはじめとした村民の皆様の意向を大きく反映し完成した内容で、これらはすべての根幹となる「変わらないコンセプト」として位置づけています。
- (ウ) この「①基本構想」と「②基本計画」をもとに、実需者、実務者等の視点を持って「③実施計画」を策定します。なお、「③実施計画」の効果を検証し、見直しをするための基準として新たに「指標（例えば農地の集積面積や営農再開面積）」を示すこととします。またこの「③実施計画」がPDCAサイクル上の「中間見直し」等の対象となります。
- (エ) 役場はこの実施計画に基づき、成果指標、スケジュール、財源など多角的な視点、検討、協議を踏まえて、「④各種事業」を構築・予算化し、執行します。
- (オ) 事業実施の際には必ず「予算」が必要になりますが、これは毎年度の議会での議決を経て執行されるものです。

第2章 人口目標と村を取り巻く状況

第1節 人口の見通し

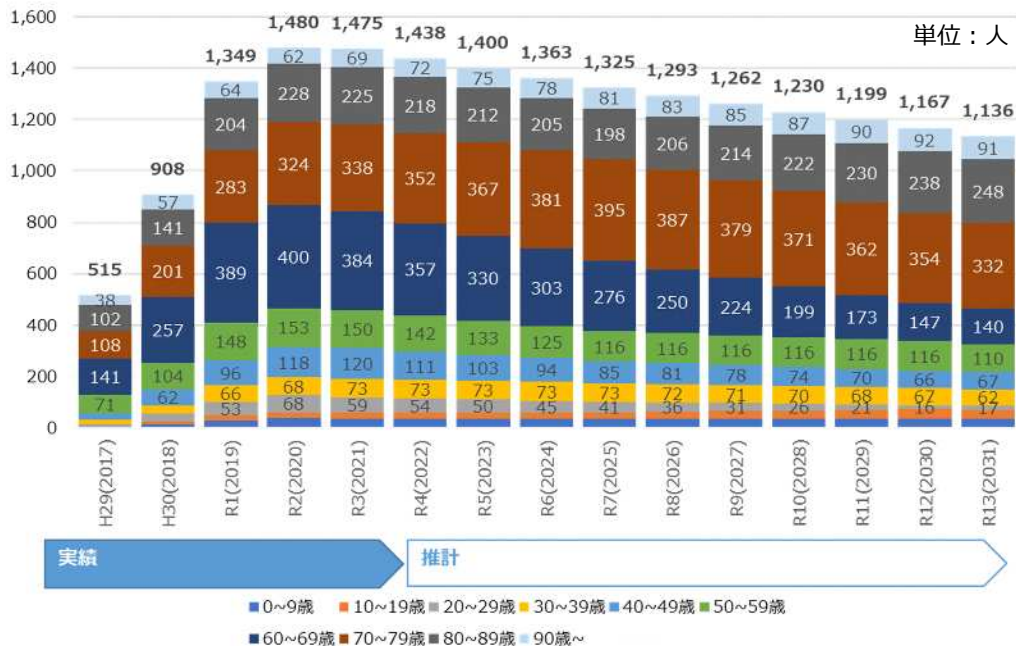
住民基本台帳人口は減少傾向にあり、今後も減少が見込まれます。少子高齢化が進行し、将来的に60歳以上が半数以上を占めると予測されます。



〔資料：住民基本台帳、国立社会保障・人口問題研究所人口推計他〕

図 飯舘村の人口の実績と見通し（住民基本台帳）

村内居住人口は、令和2（2020）年まで増加傾向ですが、今後減少していく見込みです。



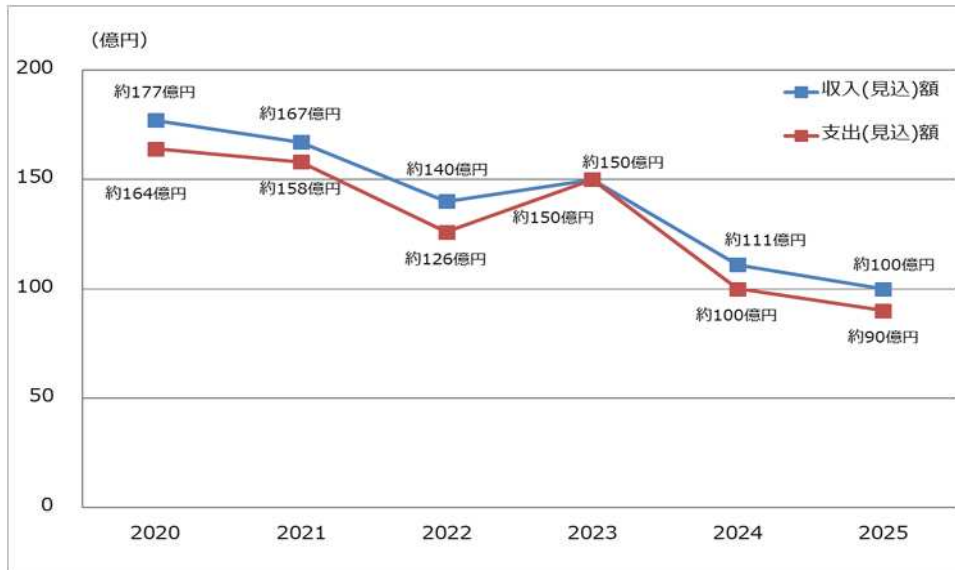
〔資料：住民基本台帳、国立社会保障・人口問題研究所人口推計他〕

図 飯舘村の人口の実績と見通し（村内居住人口）

第2節 財政の見通し

村の財政状況について、令和2（2020）年度から令和7（2025）年度までの実績と見通しは次のとおりです。村の復興が進むにつれ、復興事業が段階的に減っていくのに比例して、収入見込額、支出見込額ともに減っていく見通しです。

今後は通常事業が主になりますが、復興期間で建てられた施設の維持管理費は以前よりも高い水準で推移することが見込まれるため、基金（貯金）の積立をするなど、将来を考えた財源の確保が必要です。



※2022年度までは決算額、2023年度は予算額、2024年度以降は決算見込み額を記載しています。また、財政の見通しについては長期的な予測が非常に困難であるため、2025年までの見通しを記載しています。

図 飯舘村の財政の実績と見通し（2023年現在）

村の基金残高について、これまでの推移は次のとおりです。通常分は収入の不足や村債の償還、公共施設の修繕整備等のために、計画的に使用されるものです。また、震災分は、復興が進むにつれて減少し、最終的にはゼロになります。

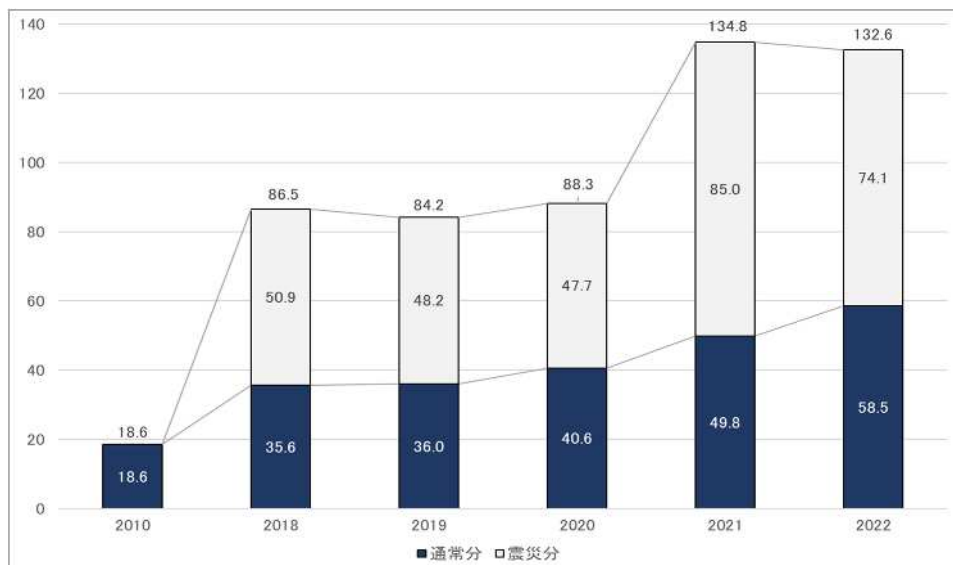


図 飯舘村の基金残高の推移（2023年現在）

村債の残高について、これまでの推移は次のとおりです。村債は、ふれ愛館の建設費用などに使われています。臨時財政対策債の償還財源は国が100%負担するので、村の実質的な負担はありません。

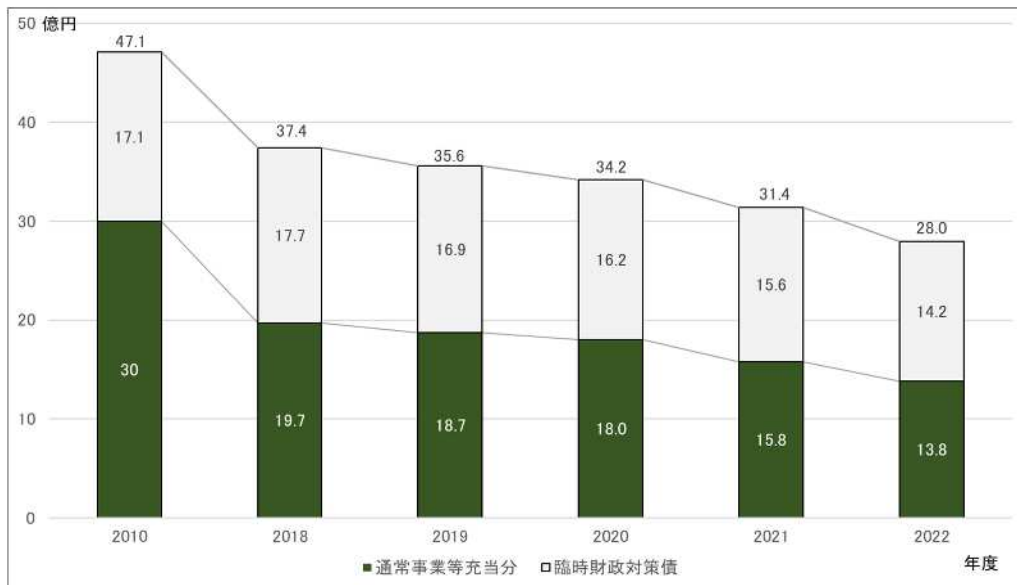


図 飯館村の村債残高の推移（一般会計）（2023年現在）

第3節 社会背景

新型コロナウイルス感染症の流行による影響の長期化、混迷する世界秩序などにより、不安定な社会経済状況が続いています。また、異常気象による災害の頻発化、デジタル社会の進展などもあいまって、めまぐるしく社会情勢が変化しています。

◆社会情勢のキーワード

VUCA の時代	<ul style="list-style-type: none"> ●VUCA は「先行きが不透明で、将来の予測が困難な状態」。 Volatility : 変動性 Uncertainty : 不確実性 Complexity : 複雑性 Ambiguity : 曖昧性 4語の頭文字を並べたもの。 ●全てを計画通りに行うことは難しく、状況を的確に判断し、柔軟に対応していくことが求められる。
SDGs ^{※1} の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●2030年までに「誰ひとり置き去りにしない」世界の実現をめざし、国際社会共通の目標の推進が求められている。
カーボンニュートラルの実現	<ul style="list-style-type: none"> ●2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルの推進が求められている。
大規模災害	<ul style="list-style-type: none"> ●気候温暖化に伴う自然災害の激甚化と頻発化 ●感染症の世界的流行や人災による経済的な打撃と格差の拡大
人口減少・少子高齢化	<ul style="list-style-type: none"> ●日本の全自治体のうち約半数が消滅可能性都市の危惧 ●担い手の不足と、社会保障に係る国の予算の増加
自治体間競争	<ul style="list-style-type: none"> ●少子高齢化や国際化に伴い、地方創生に向けた独自性のある取組が求められる。
レジリエンスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ●「自助」「共助」「公助」すべてのレベルで、災害など緊急時への備えやリスク対策が求められる。
デジタル社会の進展 (DX 推進)	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症の流行により、情報技術が飛躍的に高度化した。DX など新しい生活様式を踏まえ様々な分野での情報技術の活用が求められる。
グリーンインフラの活用	<ul style="list-style-type: none"> ●カーボンニュートラルや SDGs の実現に向け、エネルギーだけではなく多様な自然資源の活用が求められる。
産業・働き方	<ul style="list-style-type: none"> ●生産年齢人口の減少による担い手不足、国内市場の縮小 ●人生 100 年時代、新しい生活様式への対応

◆村づくりの視点

- 避難生活が長期化しており、住民基本台帳上の人口と村内居住人口の数に大きな差がある。
- 復興予算終了後の財政状況を見据えた自立した財政運営が求められる。
- 村民の今を支える視点と村の将来への布石としての視点に基づく取組が求められる。
- 移住・定住の促進とともに関係人口^{※2}・交流人口の拡充が求められる。

※1 Sustainable Development Goals の略で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。

※2 移住した「定住人口」や観光に来た「観光人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと（総務省）。

第4節 人口増加策

現在、村は収入の多くを国や県からの財政支援で賄い、各種の自治体サービスを提供していますが、今後それらの財政支援は全国的な人口減少の中で縮小していくことが想定されます。一方で人口は、医療・福祉・子育てなどの「村民の今を支える」ための自治体サービスを提供する上での根幹であり、とりわけ、働き世代・子育て世代による「生産」「経済」活動が自治体サービスの財源となる税金などに直結します。このため、自治体サービスを提供すべき年代ごとの人口動態を予測しつつ、各世代への必要十分な自治体サービスを提供するため、「人口対策」に計画的に取り組むことが必要不可欠です。

なお、前期計画では、人口推計は記載したものの、明確な人口目標を示していなかったため、後期計画では人口目標を明示することとします。

この目標のため、私たち村に関わる人すべてが「ふるさとの担い手」として共通の認識を持ち、この「後期計画」を方針書として、それぞれの立場から村づくりを行っていくことが必要です。中でも今優先的にすべきことは「人口増加策」です。

今の飯舘村にとって、一口に人口と言っても、住基人口、村外居住人口、村内居住人口、なりわい人口、関係人口、交流人口など様々な形が挙げられます。本計画においては、短期的・中期的な取り組みとして「なりわい人口」と「村の人口」の2つに着目し、以下のように目標を設定します。

後期計画における飯舘村の人口目標

1. 村内の「なりわい人口」を増やす

・・・2030年に **約 1,570 人**

2. 「村の人口」(住基人口)の

減少スピードを緩やかにする

・・・2030年に **約 4,200 人**

※上記2つの人口については、それぞれ以下のように定義します。

「なりわい人口」

- ・住民票の有無に関わらず、村で「生業(なりわい)」に携わる全ての人のこと
例：村の企業に勤める人、起業している人、農林畜産業等に携わっている人、なりわいづくりに向けて動いている人など

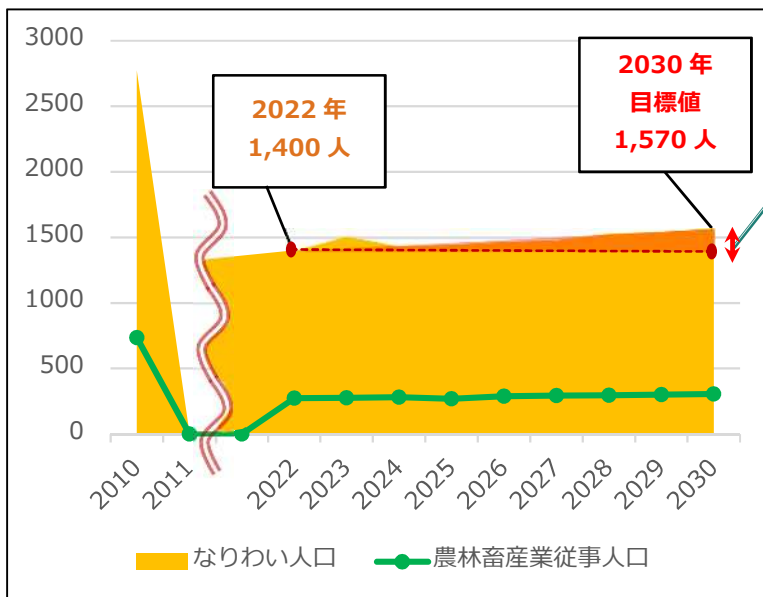
「村の人口」(住基人口)

- ・飯舘村の住民基本台帳に記載されている人口(法に基づく自治体人口)のこと

2030年までの飯舘村の人口目標

1 なりわい人口

村内の就業者について、2022年以降、平均して毎年約20人ずつ増加させることを目標とする。



施策効果により

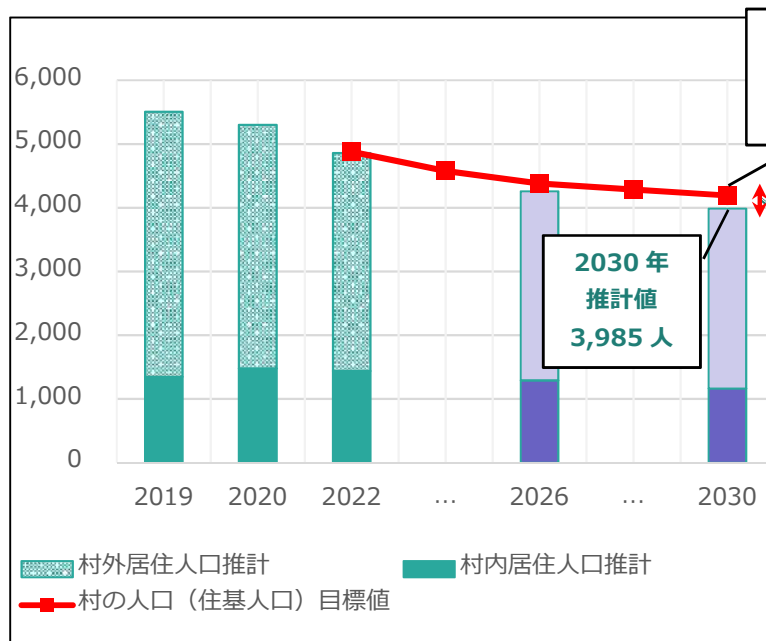
約170人の増加

農林畜産業従事者
 ……約50人増
 企業社員・個人事業主等
 ……約120人増

※2022年以降のなりわい人口については、村内の商工会会員事業所、その他村内を拠点とする事業所および農林畜産業への従事者についてカウントしています。

2 村の人口（住基人口）

2022年以降、毎年20～30代の転入者を平均して約15名ずつ確保し続けることを目標とする。上記の「なりわい人口」も増加要因とする。



施策効果により

約215人の増加

上記の人口目標を達成するために、村民はもちろんのこと、「なりわい人口」「関係人口」などを構成する全ての人々が「ふるさとの担い手」となって各種の施策・事業に参画していくこととします。

第2編 基本構想

第1章 施策の体系図

村の将来像 「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと」

①基本構想

村のめざす「将来像」や「基本方針」を中長期的な展望で明らかにしたもので、基本計画や実施計画を策定する上での指針となるもの

1：産業・観光・移住分野
基本方針

どこに暮らしていても参加して楽しい新しい豊かさを感じる村へ

村に想いを寄せる方々との新しい関わり合いや村民の新しい暮らしを尊重し、新しい豊かさを感じる産業を作り出す村を目指します。

2：健康・福祉・環境分野
基本方針

ゆったり流れる時間の中で「元気かい？」から始まる心地いい関係のある村へ

温かな声かけから始める交流を通じて、生きがいを持って健やかに暮らすことのできる村を目指します。

3：学校教育・社会教育・文化分野
基本方針

いいたてに生きる精神文化を紡ぎ、自らに誇りをもつ村へ

ふるさとを改めて見つめ直す教育を通じて、子ども大人もともにいいたての文化を取り戻し、自らに誇りをもつ村を目指します。

4：防災・建設・行財政分野
基本方針

足もとからの将来づくりを「支え合い」で進める村へ

これまで村を支えてきた行政区の活動など、足もとの生活基盤やつながりを再び強め、支え合いで進める村を目指します。

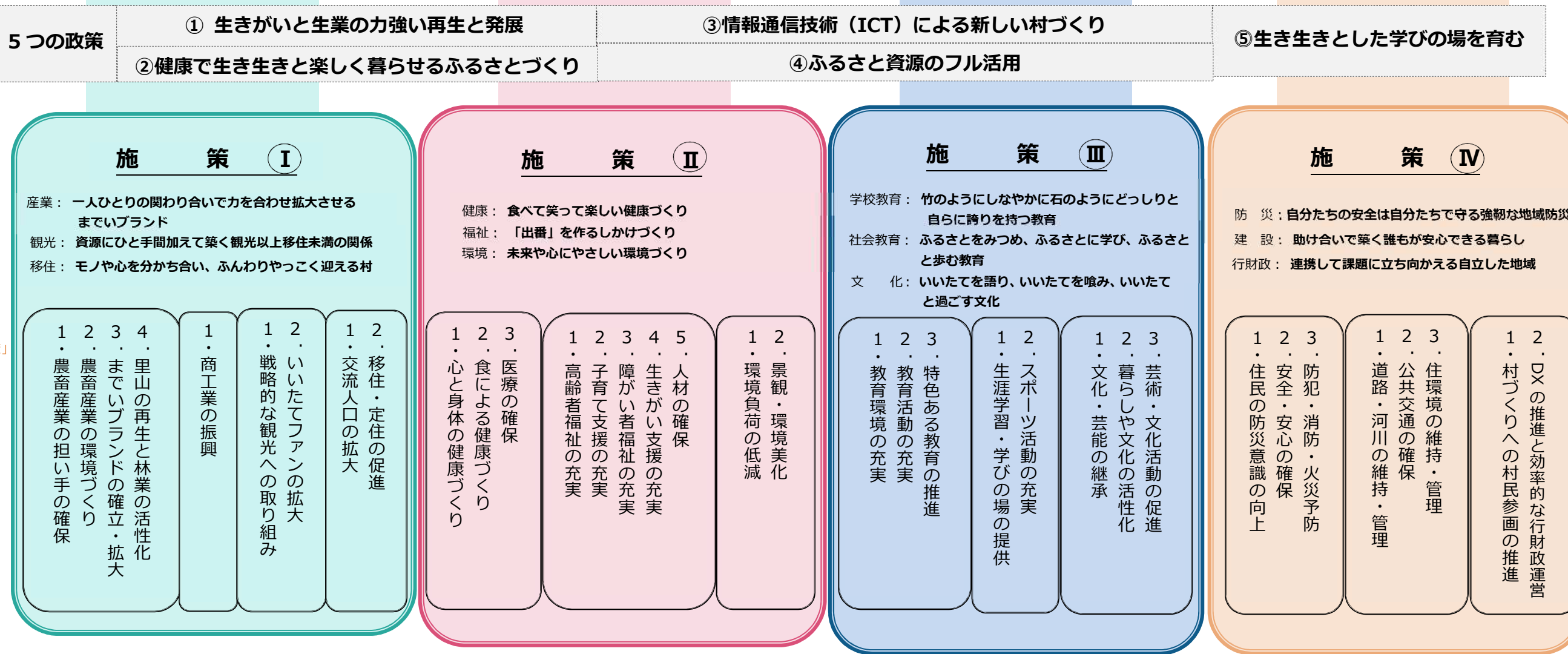
共通重点項目：人口増加策

ここでの「政策」は、基本構想を実現するための、優先すべき事項を示すもの。

「施策」とは計画を実現するための具体的な方策や対策のこと。

②基本計画

基本構想の実現のために必要となる個別「施策」を体系化したもの



第2章 村の将来像

「明日が待ち遠しくなるような、 わくわくする楽しいふるさと」

第1章第1節で述べたとおり、後期計画においては、現行の事業や計画の取組状況を踏まえ、村民全体で目標を共有しやすいように将来像を設定します。

第5次総合振興計画では、「までいライフ（MADAY LIFE）」を基本理念として、生活のあらゆる面において「までい」な村づくりを進めていましたが、計画期間中に東日本大震災が発生し、「これまで通り」が全く通用しない状況となりました。

このため本村は、振興計画を中断して復興計画を策定し、粘り強く「新たな」村づくりに取り組んできました。さらに令和元年から策定作業を始めた第6次総合振興計画（前期計画）では、復興計画の基本構想を踏まえながら、以前のような村民主体の計画づくりを試みました。

<第5次総合振興計画以後の村の計画策定の経緯>

平成16年6月	●飯舘村第5次総合振興計画策定 “大いなる田舎 までいライフ・いいたて”
平成23年3月	●東日本大震災
4月	●村全域が計画的避難区域に指定され、5～7月に全村避難
12月	●いいたて までいな復興計画（第1版） “みんなで創ろう 新たな「いいたて」を”
平成29年3月	●長泥地区を除き避難指示の解除 一部住民の帰還 ●いいたて までいな復興計画（第5版） “ネットワーク型の新しい村づくり”
令和2年9月	●飯舘村第6次総合振興計画・前期計画策定 “ものは引き算、こころは足し算の村づくり ちよっと住む、時々住む、ずっと住む みんないいかもいいたて村”

前期計画では、村民の皆様や策定委員の方々の議論・協議によって、4つの基本方針が紡ぎ出されましたが、後期計画においてもこの考え方を引き継いでいくことに変わりはありません。後期計画においては、これらの4つの基本方針を総称するものとして、また、現行の村の政策が、「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと」の実現をめざして進められていることを踏まえ、諸施策や取組の整合を図る目的から、この言葉を村の将来像として位置づけることとします。

第3章 基本方針

1. 産業・観光・移住分野（基本計画 P.20～）

この分野の基本方針

どこに暮らしていても参加して楽しい 新しい 豊かさを感じる村へ

村に想いを寄せる方々との新しい関わり合いや村民の新しい暮らしを尊重し、新しい豊かさを感じる産業を作り出す村を目指します。

2. 健康・福祉・環境分野（基本計画：P.30～）

この分野の基本方針

ゆったり流れる時間の中で 「元気かい？」から 始まる 心地いい関係のある村へ

温かな声かけから始める交流を通じて、生きがいを持って健やかに暮らすことのできる村を目指します。

3. 学校教育・社会教育・文化分野（基本計画：P.38～）

この分野の基本方針

いいたてに生きる精神文化を紡ぎ、自らに誇りを もつ村へ

ふるさとを改めて見つめ直す教育を通じて、子どもも大人もともにいいたての文化を取り戻し、自らに誇りをもつ村を目指します。

4. 防災・建設・行財政分野（基本計画：P.44～）

この分野の基本方針

足もとからの将来づくりを 「支え合い」で進める 村へ

これまで村を支えてきた行政区の活動など、足もとの生活基盤やつながりを再び強め、支え合いで進める村を目指します。

第3編 基本計画

第1章 施策I 産業・観光・移住分野

施策を横断する重点項目と政策

共通重点項目：人口増加策

- 5つの政策：①生きがいと生業の力強い再生と発展
②健康で生き生きと楽しく暮らせるふるさとづくり
③情報通信技術（ICT）による新しい村づくり
④ふるさと資源のフル活用
⑤生き生きとした学びの場を育む

施策I-1 産業（農林畜産業）

1. 中間見直しで分かったこと

（1）前期計画策定時点の課題・検討の概略

前期計画策定当時、農業や商工業の再開にあたり、人手や相談相手がいないという声がある一方、手伝いやアドバイスをしたくても需要の情報がないというミスマッチが問題視され、「一人ひとりの関わり合いで、までいブランドを拡大させるには」という課題設定により計画を検討しました。

（2）後期計画に反映した課題・検討

村ではこれまで「農」の再生へ向けて「生きがい農業」や「なりわい農業」など様々な「農」への携わり方を提示し、それぞれのステップにあった事業やステップアップを推進するための農業施策を展開してきました。この結果、農業法人の新設や新規参入、個別農家の営農再開や新規就農など、多様な農業担い手による「農」の再生に向けた動きが少しずつ進んできました。

今後も一人ひとりの活躍の場を広げるとともに、農業DXによる生産性の改善を促進し、までいブランドの確立・拡大を通して事業者が将来に希望と誇りを持ち働ける環境づくり等を推進する必要があります。

■問題点

- ・震災後の村内産業の停滞
- ・高齢化による担い手不足
- ・多様な新技術への対応
- ・事業収入や見通しへの不安
- ・培ってきた技術の継承
- ・災害や感染症等の発生

■課題

- ・村内産業の再開や拡大
- ・担い手の確保
- ・新技術（DX等）の導入支援
- ・安定して収入が得られる仕組み
- ・技術や情報の共有
- ・農業共済等への加入促進

2. 中間見直しを踏まえて改善したこと

後期計画の施策と個別施策及び重要業績評価指標

(ア) 施策 I-1 産業（農林畜産業）施策 ※前期計画上の「めざす姿」

「一人ひとりの関わり合いで力を合わせ拡大させる ままでいブランド」

後期計画で掲げた「なりわい人口」の人口目標を大きく意識した上で、前期計画に比べて新たな法人の立ち上げや起業の動きが進んでいることに伴い、農林畜産業の大規模化、組織化、多様化等の視点、またゼロカーボンやDXなどの社会情勢を踏まえた視点を盛り込み再整理しました。

(イ) 個別施策 ※後期計画からは「実施計画」で詳細を定義します

1 農畜産業の担い手の確保（前期施策④⑤⑥⑩を踏まえて新たに定義）

【主な取組例】

- 農畜産業の組織化や大規模化に伴い、担い手の確保を推進します
- 短期間就労や通い農業など、働き方の多様化に合わせた労働力の確保に努めます
- 農畜産業の再開や新規参入促進につながる情報発信を推進します
- 農畜産業従事者の経営安定化や規模拡大を目的とした、栽培や経営に関する技術支援を行います

2 農畜産業の環境づくり（前期施策①③を踏まえて新たに定義）

【主な取組例】

- 生産性の向上を目的として、農業生産基盤の充実やスマート農業などの新技術の導入による農業DXを推進します
- 畜産業の振興のため、環境整備や循環型農業への取組を支援します
- 地域や村民と協力して有害鳥獣対策を推進します
- 正しい情報の周知や放射性物質への対策など、農産物の安全性確保に努めます

3 ままでいブランドの確立・拡大（前期施策②⑦⑧⑨⑩を踏まえて新たに定義）

【主な取組例】

- 風評被害を払拭するとともに、飯舘牛やあぶくまもち等をはじめとする飯舘村産品の「ままでいブランド」の確立・拡大に努めます
- 農畜産物等の高品質化・高付加価値化を図るとともに、健康優良作物など新たなニーズに応える品目の生産を促進します
- 飯舘村産品の販路拡大を図るとともに、積極的なPRや情報発信に努めます

4 里山の再生と林業の活性化（前期施策⑫を踏まえて新たに定義）

【主な取組例】

- 生物多様性に配慮しながら、持続可能な森林の整備・管理を進めます
- ゼロカーボンの視点を取り入れた、新たな農林業の取組を検討します
- 環境学習機会の充実など、担い手の確保・育成を体系的に進めます

(ウ) 重要業績評価指標 ※後期計画から「実施計画」で新たに示すものです

項目	基準値 (R3)	目標値 (R7)
農業経営体数	119 経営体	130 経営体
農地の集積面積	351 ha/2,330 ha	900 ha/2,330 ha
営農再開面積	656 ha/2,330 ha	1,450 ha/2,330 ha

※2,330ha→村農地総面積

【参考】前期計画のめざす姿と施策

(ア) めざす姿

「一人ひとりの関わり合いで 力を合わせ拡大させる まいでいブランド」

(イ) 施策

- ①産業の再開や拡大を後押しする基盤の整備
- ②生産性向上・品質向上に向けた取り組みの推進
- ③農地管理の仕組みづくり
- ④多様な関わり方や産業による交流の推進
- ⑤生きがい農業等の推進
- ⑥担い手の確保
- ⑦ブランド拡大
- ⑧風土を活かした加工品の開発
- ⑨村独自の新品種などの作付け支援
- ⑩多様な流通や販路拡大の支援
- ⑪農業の経営安定化の支援
- ⑫森林の保全

施策 I-2 産業（商工業）

1. 中間見直しで分かったこと

（1）前期計画策定時点の課題・検討の概略

前期計画策定当時、原発事故による避難に伴う人口流出により、村内の商業は特に継続が難しい状況でした。それでも村を訪れ気に入ってくれる方が多く、観光や交流に関する情報発信の工夫や創業支援による商工業の存続を課題として計画を検討しました。

（2）後期計画に反映した課題・検討

近年、農業の再生や特産品の開発、移住に伴う創業、村内居住者の増加などにより少しずつ商業の振興が進んでいます。工業については、企業誘致のための産業団地構想が進行中です。

今後は、DX など国のデジタル化推進の動きとも連動し、新たな働き方による雇用の創出や創業を支援するほか、震災を契機として築いたネットワークを活かし、までいブランドを中心とする特産品の魅力向上に努める必要があります。

■ 問題点

- ・ 村内の雇用が少なく職種が限られている
- ・ 情報発信の不足
- ・ 産品等の魅力や販売ノウハウの不足

■ 課題

- ・ 雇用の創出
- ・ 情報発信の充実
- ・ 産品の魅力向上

2. 中間見直しを踏まえて改善したこと

後期計画の施策と個別施策及び重要業績評価指標

（ア）施策 I-2 産業（商工業）施策 ※前期計画上の「めざす姿」

「一人ひとりの関わり合いで力を合わせ拡大させる までいブランド」

今後、後期計画の人口目標の一つである「なりわい人口」創出のためにも、企業誘致等により力を入れていく必要があります。これらのことから、前期計画では農林畜産業と商工業をまとめて1つのカテゴリとしていましたが、「商工業」分野を分離して新たなカテゴリとして再整理しました。

（イ）個別施策 ※後期計画からは「実施計画」で詳細を定義します

1 商工業の振興（前期施策①②③を踏まえて新たに定義）

【主な取組例】

- 村内での事業再開や創業を支援します
- 企業誘致など、村内での雇用の創出を促進します
- 商工業の活性化につながる商工会活動を支援します

（ウ）重要業績評価指標 ※後期計画から「実施計画」で新たに示すものです

項目	基準値（R3）	目標値（R7）
新規創業者数	2人	5人

【参考】前期計画のめざす姿と施策

(ア) めざす姿

「一人ひとりの関わり合いで 力を合わせ拡大させる までいブランド」

(イ) 施策

- ①ニーズの的確な把握
- ②事業再開や創業支援及び企業誘致等
- ③資源を活用した商工業振興や地域活性化の支援

施策 I-3 観光

1. 中間見直しで分かったこと

(1) 前期計画策定時点の課題・検討の概略

前期計画策定当時、考えられる村の資源として、花・神社・公園・湖・豊かな田園風景のほか、地元のおいしい野菜や料理・新しいお菓子、そして村が積み重ねてきた震災に関する貴重な学びなどが挙げられました。村を訪れ気になってくれる方が多い中、そのような方々とより関係を深めるためには効果的な情報発信が必要ではないかという課題設定により計画を検討しました。

(2) 後期計画に反映した課題・検討

村では、観光に関わる各主体が連携し、村の資源にひと手間加え付加価値をつけること、情報発信を充実することなどに努めてきました。

今後は、交流人口の拡充が一層重要性を増すと考えられ、観光 DX^{※3}も含めた長期的な観光マネジメントにより、村の賑わいづくりにつながる観光に取り組みます。

■ 問題点

- ・豊富な資源の魅力が伝わっていない
- ・資源が有効活用されていない
- ・村を訪れてくれた方々との関係が深められていない

■ 課題

- ・資源や体験にひと手間加えて発信
- ・既存施設の観光資源としての活用
- ・村外の方とのより深い関係性づくり

2. 中間見直しを踏まえて改善したこと

後期計画の施策と個別施策及び重要業績評価指標

(ア) 施策 I-3 観光施策 ※前期計画上の「めざす姿」

「資源にひと手間加えて築く 観光以上移住未満の関係」

観光の振興により獲得が期待できる関係・交流人口が、後期計画の共通重点項目である「人口増加策」に大きく資するものであることから、関係・交流人口増加という視点を踏まえ再整理しました。

(イ) 個別施策 ※後期計画からは「実施計画」で詳細を定義します

1 戦略的な観光への取り組み (前期施策①②を踏まえて新たに定義)

【主な取組例】

- 戦略的な観光マネジメントにより村の賑わいづくりを推進します
- 村の観光拠点や観光資源の整備・活用を推進します
- 観光と交流による地域活性化を図ります

2 いいたてファンの拡大 (前期施策③④を踏まえて新たに定義)

【主な取組例】

- いいたてファン (関係人口・交流人口等) の拡大を目指し、村のプロモーション活動を行います

- いたてファンの拡大につながる活動を支援します
- いたてファンとの交流の促進につながる特産品の開発や販売を支援し、村の資源の活用を図ります

(ウ) 重要業績評価指標 ※後期計画から「実施計画」で新たに示すものです

項目	基準値 (R3)	目標値 (R7)
観光入込客数	130,000 人/年	150,000 人/年
物販でのコンタクト数	400 人	1,500 人
あいの沢の利用者満足度 (アンケート)	—	85%

【参考】前期計画のめざす姿と施策

(ア) めざす姿

「資源にひと手間加えて築く 観光以上移住未満の関係」

(イ) 施策

- ① 資源の発信
- ② 資源への価値の付加
- ③ 村独自の関わりの拡大
- ④ 交流による魅力づくり

※3 デジタル技術を観光に取り入れることで、観光に関するビジネス戦略やビジネスモデルを変革させること。例) 観光アプリによる混雑回避等による消費拡大、キャッシュレス決済データ等による再来訪促進等。

施策 I-4 移住

1. 中間見直しで分かったこと

(1) 前期計画策定時点の課題・検討の概略

前期計画策定当時、100 人程の移住者がいましたが、住民と交流する機会が少ないため親交が深まりにくいという声があり、「新旧の住民が円滑に交流し、移住を定住とするためには」という課題設定により計画を検討しました。

(2) 後期計画に反映した課題・検討

これまで、村内の様々な方が互いに関わり合うこと、村の温かな人情を活かして村民同士が柔らかく関係性を築くことを目指し、移住定住施策を進めてきました。

今後も、村民同士が関わる機会をつくるなど、移住から定住へとつなぐ環境づくりに取り組むほか、移住者増加のための施策やそれに伴う住宅不足の解消などにも取り組んでいきます。

■ 問題点

- ・ 交流や関わりを求める声が多い
- ・ 移住者のための住宅の不足

■ 課題

- ・ 関わり続ける仕組みづくり
- ・ 積極的な空き家の活用

2. 中間見直しを踏まえて改善したこと

後期計画の施策と個別施策及び重要業績評価指標

(ア) 施策 I-4 移住施策 ※前期計画上の「めざす姿」

「モノや心を分かち合い、ふんわりやっこく迎える村」

移住施策は後期計画の共通重点項目である「人口増加策」を実施する上で重要な位置づけであることから、前期計画策定時よりもより能動的な視点を加え再整理しています。

(イ) 個別施策 ※後期計画からは「実施計画」で詳細を定義します

1 交流人口の拡大(前期施策①②を踏まえて新たに定義)

【主な取組例】

- 交流から移住、移住から定住へとつなげることを目指し、村に興味を持った方が段階的に村と関わることのできる仕組みづくりを検討します
- SNS^{※4}等を活用し村の魅力を村内外へ発信するなど、村の認知度向上を図ります
- 移住ツアー等の企画の実施や地域おこし協力隊の登用などにより、村内外の方々の交流促進に努めます

2 移住・定住の促進

【主な取組例】(前期施策①②を踏まえて新たに定義)

- 移住や帰村を希望する方への細やかな支援を行います
- 相談窓口の設置や住宅の確保など、移住者が村に安心して定住できる環境の充実に努めます
- 村民と移住者の交流を支援し、コミュニティの形成を促進します

(ウ) 重要業績評価指標 ※後期計画から「実施計画」で新たに示すものです

項目	基準値 (R3)	目標値 (R7)
移住者数	141 人	200 人
空き家バンク ^{※5} 登録数	5 件	10 件

【参考】前期計画のめざす姿と施策

(ア) めざす姿

「モノや心を分かち合い、ふんわりやっこく迎える村」

(イ) 施策

- ①関係性の構築
- ②五感への働きかけ
- ③やっこく迎える受け皿づくり
- ④結びつきの強化

※4 ソーシャル・ネットワーキング・サービス。ウェブサイトの会員制サービスで、友人や知人、同じ趣味、居住地域といった共通点を持つ者同士等がコミュニケーションを行う場。

※5 地方自治体が空き家の賃貸や売却を希望する所有者から登録を募り、空き家の利用を希望する人に物件情報を提供する制度。

第2章 施策Ⅱ 健康・福祉・環境分野

施策を横断する重点項目と政策

共通重点項目：人口増加策

5つの政策：①生きがいと生業の力強い再生と発展

②健康で生き生きと楽しく暮らせるふるさとづくり

③情報通信技術（ICT）による新しい村づくり

④ふるさと資源のフル活用

⑤生き生きとした学びの場を育む

施策Ⅱ-1 健康

1. 中間見直しで分かったこと

(1) 前期計画策定時点の課題・検討の概略

前期計画策定当時、健康によい昔ながらの料理を食べる機会、村民同士で集まる機会、体を動かす機会等が大きく減ったことが問題視され、「誰もが食べて笑って楽しく健康づくりを行うには」という課題設定により計画を検討しました。

(2) 後期計画に反映した課題・検討

現在は、「温かな声かけから始める交流を通じて、生きがいを持って健やかに暮らす村」を目標とし、福島医大との連携や生活支援ワゴンの運行等を行っています。

今後も、国の医療DX^{※6}と足並みを揃え、心と身体の健康づくりを基本としながら、安心して暮らすことができるよう医療の充実に努めます。

■ 問題点

- ・ 村民同士の交流機会の減少
- ・ 震災によるストレス及び健康管理
- ・ 新たな感染症への不安の増大
- ・ 核家族化の進行

■ 課題

- ・ 多世代・村内外の交流機会の創出
- ・ 食事や生活習慣へのきめ細やかな対応
- ・ 医療サービスの充実
- ・ 郷土食の継承

2. 中間見直しを踏まえて改善したこと

後期計画の施策と個別施策及び重要業績評価指標

(ア) 施策Ⅱ-1 健康施策 ※前期計画上の「めざす姿」

「食べて笑って楽しい健康づくり」

引き続き避難生活を送る方が多い中、村民の皆さんがより「生き生き」と暮らしていくためにはどうしたらよいかという視点を踏まえ再整理しました。

(イ) 個別施策 ※後期計画からは「実施計画」で詳細を定義します

1 心と身体の健康づくり（前期施策①②③④⑤を踏まえて新たに定義）

【主な取組例】

- 生涯を通じて健康で生き生きと暮らすことができるよう、村民一人ひとりに合わせた心と身体の健康づくりを支援します
- 地域サロン^{※7}などの交流機会を活用し、村民の健康への意識向上を図ります
- 健康相談、予防接種、健康診断など各種事業を通して病気の予防に努めます

2 食による健康づくり（前期施策⑥⑦を踏まえて新たに定義）

【主な取組例】

- 幼少時からの食育や栄養指導の実施など、食生活の改善による健康づくりを進めます
- 健康によい昔ながらの「郷土食」の継承を図ります
- 地域サロンなどの交流機会を利用した食による健康づくりに取り組みます

3 医療の確保（前期施策⑧⑨を踏まえて新たに定義）

【主な取組例】

- 誰もが安心して暮らせるよう、村外の医療機関との連携や訪問医療の実施など、地域医療体制の充実を図ります
- 通院等の利便性の向上に努めます

(ウ) 重要業績評価指標 ※後期計画から「実施計画」で新たに示すものです

項目	基準値 (R3)	目標値 (R7)
特定健康診査受診率	56.4%	60.0%
特定保健指導終了率	39.0%	60.0%
ゲートキーパー ^{※8} 数	46人/年	60人以上/年

【参考】前期計画のめざす姿と施策

(ア) めざす姿

「食べて笑って楽しい健康づくり」

(イ) 施策

- ①交流機会の拡大
- ②心の交流
- ③健康寿命の向上
- ④体を動かす暮らし
- ⑤心の健康
- ⑥健康になる作物・食べ方の推進
- ⑦食を通じた交流
- ⑧地域医療体制の充実
- ⑨通院の利便性の確保

- ※6 保健・医療・介護の各段階の情報やデータを活用し、より良質な医療やケアを受けられるよう、社会や生活の形を変えること。例) 電子カルテ情報の標準化、医療・介護情報の情報共有等。
- ※7 地域の高齢者が住み慣れた場所で安心して生活できるよう、生きがいづくりを支援することを目的とした自主活動の場。
- ※8 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る人のこと。

施策Ⅱ-2 福祉

1. 中間見直しで分かったこと

(1) 前期計画策定時点の課題・検討の概略

前期計画策定当時、村内で暮らす方が少なくなり、高齢化が進んだ今だからこそ「お互い様の気持ちで支え合う暮らし方や生活の知恵の伝承を進めるには」という課題設定により計画を検討しました。

(2) 後期計画に反映した課題・検討

これまで、できる人ができる時にできることをして助け合う「出番づくり」による支え合いを目標とし、暮らしへの支援と合わせ高齢者の活躍を意識した取組を進めてきました。

震災後、分散して居住するという家族の形態が、子育て世代や高齢者の暮らしに影響しているという本村特有の事情を踏まえ、皆が安心して生き生きと活躍し暮らし続けられるよう、一人ひとりにあった福祉を充実していく必要があります。

■ 問題点

- ・震災後の交流の減少・孤独化
- ・高齢化の加速
- ・孤独な子育て

■ 課題

- ・生きがいや役割づくりと生活支援
- ・介護サービスの充実
- ・地域で子どもを育てる仕組みづくり

2. 中間見直しを踏まえて改善したこと

後期計画の施策と個別施策及び重要業績評価指標

(ア) 施策Ⅱ-2 福祉施策 ※前期計画上の「めざす姿」

「[出番]をつくるしかけづくり」

前期計画に引き続きそれぞれが活躍できるような施策を進めていくほか、介護保険等の適切な運用といった新たな視点も踏まえて再整理しました。

(イ) 個別施策 ※後期計画からは「実施計画」で詳細を定義します

1 高齢者福祉の充実 (前期施策①を踏まえて新たに定義)

【主な取組例】

- 高齢者が自宅で安心して暮らし続けられるよう福祉サービスの充実を図るとともに、本人やその家族の暮らしをサポートします。
- 介護予防につながる各種事業を推進します
- 介護保険制度の適切な運営を図ります

2 子育て支援の充実 (前期施策②③④を踏まえて新たに定義)

【主な取組例】

- 各種事業を通じて子育て期の家族への負担軽減を図るとともに、地域全体での子育て支援を推進します。
- 子育て支援につながる各種交流機会の創出を促進します
- 子育てしやすい環境づくりにつながる情報の周知や啓発に努めます

3 障がい者福祉の充実（前期施策⑤⑥を踏まえて新たに定義）

【主な取組例】

- 障がい差別のない誰もが参加できる社会を目指し、障がい者の社会参加を促進します
- 障がい者に対する相談支援を行うとともに、一人ひとりに合った福祉サービスの提供に努めます

4 生きがい支援の充実（前期施策⑦⑧を踏まえて新たに定義）

【主な取組例】

- 各種事業を通して、一人ひとりの身体や心の状況に応じた生きがい、出番づくりを進めます
- 地域包括ケアシステム^{※9}の構築とともに、地域の見守り体制の充実を図ります
- 地域に根ざした交流活動を支援し、介護予防・孤独化予防に取り組みます

5 人材の確保（前期施策⑨⑩⑪を踏まえて新たに定義）

【主な取組例】

- 専門職やボランティアなど、介護や福祉の担い手の確保とともに、働きやすい環境づくりに努めます
- 相談活動やボランティアの派遣といった介護や福祉の活動を支援します

(ウ) 重要業績評価指標 ※後期計画から「実施計画」で新たに示すものです

項目	基準値 (R3)	目標値 (R7)
要介護認定率	22.0%	22.7%
地域サロン数	村内7・村外3	村内外15
認知症サポーター数	1,047人	1,100人

【参考】前期計画のめざす姿と施策

(ア) めざす姿

「「出番」をつくるしかけづくり」

(イ) 施策

- ①高齢者の暮らし支援
- ②地域で足し算の子育て
- ③妊産婦、乳幼児の健康維持の推進
- ④新しい家族の創出
- ⑤サービス提供体制の確立
- ⑥社会参加の促進
- ⑦村民同士の支え合い
- ⑧生きがい・役割づくり
- ⑨福祉人材の確保
- ⑩人づくりのための連携
- ⑪村内外の交流

※9 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう高齢者のニーズに応じて、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供するシステム。

施策Ⅱ-3 環境

1. 中間見直しで分かったこと

(1) 前期計画策定時点の課題・検討の概略

前期計画策定当時、地球規模の環境問題への対応として、「震災前のような循環型の村づくりを進めるには」という課題設定により計画を検討しました。

(2) 後期計画に反映した課題・検討

環境問題への対応は、未来の誰かを思いやる心の交流でもあります。村が100年後も持続可能な村であるために、「未来や心にやさしい環境づくり」を目標とし、他の誰かを思いやる心を根幹とした環境負荷の軽減に取り組むこととしました。

村では令和4年3月に「ゼロカーボンビレッジいいたて」を宣言しており、今後も村全体としてだけでなく、一人ひとりの暮らしの中での取組を促進します。

■ 問題点

- ・震災前のような循環型が困難
- ・地球規模の環境問題への対応の必要性

■ 課題

- ・状況に応じたごみ減量
- ・環境負荷の軽減

2. 中間見直しを踏まえて改善したこと

後期計画の施策と個別施策及び重要業績評価指標

(ア) 施策Ⅱ-3 環境施策 ※前期計画上の「めざす姿」

「未来や心にやさしい環境づくり」

令和4年3月に「ゼロカーボンビレッジいいたて」を宣言しており、それらを踏まえた視点や村の景観・環境美化といった視点を新たに盛り込み再整理しました。

(イ) 個別施策 ※後期計画からは「実施計画」で詳細を定義します

1 環境負荷の低減（前期施策①を踏まえて新たに定義）

【主な取組例】

- 村全体でごみ減量・資源循環に取り組み、村民の意識啓発に努めるとともに、安全で適正なごみ処理を行います
- 環境負荷を低減する暮らし方を推奨し、適宜支援を行います

2 景観・環境美化（前期施策①を踏まえて新たに定義）

【主な取組例】

- 本村の美しい景観を未来に継承していくため、村全体が協力して景観づくりに取り組みます
- 各種事業を通して、子どもから大人まで自然豊かな村づくりに関わることができるよう促進します

(ウ) 重要業績評価指標 ※後期計画から「実施計画」で新たに示すものです

項目	基準値 (R3)	目標値 (R7)
一人当たり可燃ごみの量	169 kg	160 kg
一人当たり資源ごみの量	42 kg	44 kg
合併処理浄化槽設置率	64.9%	69.9%

【参考】前期計画のめざす姿と施策

(ア) めざす姿

「未来や心にやさしい環境づくり」

(イ) 施策

- ①ごみ減量・資源循環
- ②環境負荷の低減

第3章 施策Ⅲ 学校教育・社会教育・文化分野

施策を横断する重点項目と政策

共通重点項目：人口増加策

5つの政策：①生きがいと生業の力強い再生と発展

②健康で生き生きと楽しく暮らせるふるさとづくり

③情報通信技術（ICT）による新しい村づくり

④ふるさと資源のフル活用

⑤生き生きとした学びの場を育む

施策Ⅲ-1 学校教育

1. 中間見直しで分かったこと

(1) 前期計画策定時点の課題・検討の概略

前期計画策定当時、かつての村の姿や暮らしを知らない子ども達が多い実情があり、「村の歴史と今を、楽しく、もっとたくさん学ぶ機会を設けるには」という課題設定により計画を検討しました。

(2) 後期計画に反映した課題・検討

これまで、「ふるさとの誇りを抱ける子どもの育成」を目標とし、令和2年に開校した義務教育学校の利点を生かして、地域の大人と協力しながら、個性と生きる力を育む教育に取り組んできました。

今後も個に応じた指導を通じて確かな学力を育成するとともに、地域理解を深めるふるさと学習などの特色ある教育を充実し、海外語学研修や生き生きとした学びの場をつくります。

■ 問題点

- ・長時間通学
- ・児童・生徒の確保

■ 課題

- ・通学による子どもの心身の負担軽減
- ・村の教育の魅力向上

2. 中間見直しを踏まえて改善したこと

後期計画の施策と個別施策及び重要業績評価指標

(ア) 施策Ⅲ-1 学校教育施策 ※前期計画上の「めざす姿」

「竹のようにしなやかに、石のようにどっしりと、自らに誇りをもつ教育」

前期計画策定時の視点に加え、令和2年度の義務教育学校開校後の現状を踏まえた内容に再整理しました。

(イ) 個別施策 ※後期計画からは「実施計画」で詳細を定義します

1 教育環境の充実（前期施策①②を踏まえて新たに定義）

【主な取組例】

- ICT 教育や特色ある教育の推進など、教育環境の充実を図ります
- 通学の利便性向上に取り組みます

2 教育活動の充実（前期施策③④⑤⑥を踏まえて新たに定義）

【主な取組例】

- 基礎学力の向上や個性を育む教育など、教育活動の充実を図ります
- 学校や学校外の保健・医療機関等との連携により、子どもの健康管理と体力向上を目指します
- 適切な人員配置により、子どもたちの心のケアや健やかな成長支援を充実します

3 特色ある教育の推進（前期施策⑦⑧⑨を踏まえて新たに定義）

【主な取組例】

- こども園から義務教育学校まで一貫した教育が可能であるというメリットを活かし、学力向上を図ります
- 少人数学級の利点を生かし、ふるさと教育^{※10}や多様な学習・体験機会を充実し特色ある教育を推進します
- 地域との連携や PTA 活動など、地域に開かれた学校を目指します

(ウ) 重要業績評価指標 ※後期計画から「実施計画」で新たに示すものです

項目	基準値 (R3)	目標値 (R7)
学園児童・生徒数	59 人	90 人

【参考】前期計画のめざす姿と施策

(ア) めざす姿

「竹のようにしなやかに、石のようにどっしりと、自らに誇りをもつ教育」

(イ) 施策

- ①スクールバスの弾力的運用・機能向上
- ②運動施設の活用
- ③ふるさと教育の充実
- ④個性を育む教育の充実
- ⑤子どもの健康管理と体力の向上
- ⑥心の教育
- ⑦義務教育学校の連携推進
- ⑧ICT（情報通信技術）等を活用した教育の展開
- ⑨学習・体験機会の充実

※10 幼児児童生徒が郷土の自然や人間、社会、文化、産業等と触れ合う機会を充実させ、そこで得た感動体験を重視する（文部科学省）教育のこと。

施策Ⅲ-2 社会教育

1. 中間見直しで分かったこと

(1) 前期計画策定時点の課題・検討の概略

前期計画策定当時、村民同士の交流の機会や村の活動への参加機会が減少しており、「子どもに関わることや楽しいことを通じて、それぞれができる形で、ふるさとと自分のつながりを取り戻す社会教育とは」という課題設定により計画を検討しました。

(2) 後期計画に反映した課題・検討

これまで、子どもだけでなく、大人も、「やっぱり飯館がいいね」と、ふるさとの誇りを持てる「学び合い」を目標とし、暮らしの問題に即した生涯学習プログラムの充実や他地域との交流につながるスポーツ振興に取り組んできました。

今後も、子どもたちが生涯学びスポーツを楽しめる生活の土台をつくるとともに、村民の交流につながる生涯学習やスポーツの機会づくりに努めます。

■ 問題点

- ・震災後、山歩き等の機会の減少
- ・子ども、大人の交流不足
- ・男性の参加率の低さ
- ・交流機会の減少

■ 課題

- ・環境改善と機会の増加
- ・プログラム充実による参加の促進
- ・問題解決型プログラムの提供
- ・交流事業を通じた施設の利活用促進

2. 中間見直しを踏まえて改善したこと

後期計画の施策と個別施策及び重要業績評価指標

(ア) 施策Ⅲ-2 社会教育施策 ※前期計画上の「めざす姿」

「ふるさとをみつめ、ふるさとに学び、ふるさとと歩む教育」

前期計画の視点に加え、世代間を越えた交流の促進を意識し再整理しました。

(イ) 個別施策 ※後期計画からは「実施計画」で詳細を定義します

1 生涯学習・学びの場の提供 (前期施策①②③④⑤を踏まえて新たに定義)

【主な取組例】

- 村民や子どもたちによる自主団体の活動を支援し、生涯、文化やスポーツに親しめる環境づくりを支援します
- 学びや交流につながる各種学習機会や講座の充実を図ります
- 村民の読書環境の充実に取り組みます

2 スポーツ活動の充実 (前期施策⑥⑦⑧を踏まえて新たに定義)

【主な取組例】

- 交流を目的としたスポーツプログラムを充実させることでスポーツを奨励し、村民の大会参加を支援します
- スポーツ公園やパークゴルフ場など体育施設の利活用を促進します
- スポーツ団体の育成・活動の支援を行います

(ウ) 重要業績評価指標 ※後期計画から「実施計画」で新たに示すものです

項目	基準値 (R3)	目標値 (R7)
施設の活用状況	13,850 人	15,000 人
図書の累積利用者数	305 人	500 人
講座・イベントの参加者数	2,000 人	2,500 人

【参考】前期計画のめざす姿と施策

(ア) めざす姿

「ふるさとをみつめ、ふるさとに学び、ふるさとと歩む教育」

(イ) 施策

- ① 自主団体への支援
- ② 体験学習の充実
- ③ 教室等イベントの実施
- ④ 家庭教育推進
- ⑤ 読書の推進
- ⑥ スポーツの奨励
- ⑦ 交流の波及効果を目的とした施設の利活用促進
- ⑧ スポーツクラブの育成支援

施策Ⅲ-3 文化

1. 中間見直しで分かったこと

(1) 前期計画策定時点の課題・検討の概略

前期計画策定当時、人口の流出等に伴い、村特有の文化が継承されにくくなる状況があり、「風土と暮らしの知恵の結晶である食文化や、代々受け継がれてきた地域の伝統芸能や伝承・物語を受け継いでいくためには」という課題設定により計画を検討しました。

(2) 後期計画に反映した課題・検討

これまで、村のルーツである物語・食・芸能など「ふるさとの文化」を継承することを目標とし、行政区との協力やイベント開催等による保存に取り組みました。

震災から10年以上が経過し、村を離れて暮らしていた子どもたちが成人を迎えるなど、村の暮らしと縁の少ない子どもや大人たちに、どのようにバトンを繋いでいくのか、対応を検討していく必要があります。

■ 問題点

- ・ 担い手の減少による芸能の継承困難
- ・ 担い手の減少による祭事の実行困難
- ・ 若年齢層減少による食文化の継承困難
- ・ 地事情による芸術鑑賞機会の不利

■ 課題

- ・ デジタルコンテンツによる保存
- ・ 情報発信等支援の強化
- ・ 学校・社会教育との連携による継承
- ・ 周辺市町村施設利用の利便性向上

2. 中間見直しを踏まえて改善したこと

後期計画の施策と個別施策及び重要業績評価指標

(ア) 施策Ⅲ-3 文化施策 ※前期計画上の「めざす姿」

「いいたてを語り、いいたてを喰み、いいたてと過ごす文化」

前期計画の視点に加え、確実な文化継承のための「担い手」を意識した内容に再整理しました。

(イ) 個別施策 ※後期計画からは「実施計画」で詳細を定義します

1 文化・芸能の継承（前期施策①②を踏まえて新たに定義）

【主な取組例】

- 村の文化財を保存するとともに村民への啓発に努めます
- 震災に関する記録の保存・継承に努めます
- 「地域文化・芸能の継承」をめざし、各団体の活動や情報発信等を支援します。

2 暮らしや文化の活性化（前期施策③④を踏まえて新たに定義）

【主な取組例】

- 村の伝統的な食材や食文化の学習を推進するとともに、食による交流機会の創出を促進します

3 芸術・文化活動の促進

【主な取組例】

- 村民が芸術や文化に触れる機会や学習する機会を持てるよう促進します

(ウ) 重要業績評価指標 ※後期計画から「実施計画」で新たに示すものです

項目	基準値 (R3)	目標値 (R7)
無形民俗文化財の活動団体数	8 団体	10 団体
文化活動団体の活動数	6 団体	6 団体
ツアーの県外からの参加率	—	90%

【参考】前期計画のめざす姿と施策

(ア) めざす姿

「いいたてを語り、いいたてを喰み、いいたてと過ごす文化」

(イ) 施策

- ①文化財の保護
- ②地域文化・芸能の継承
- ③食文化の保存、継承、活用
- ④村内外の交流の促進
- ⑤芸術・文化に触れる機会の充実

第4章 施策Ⅳ 防災・建設・行財政分野

施策を横断する重点項目と政策

共通重点項目：人口増加策

5つの政策：①生きがいと生業の力強い再生と発展

②健康で生き生きと楽しく暮らせるふるさとづくり

③情報通信技術（ICT）による新しい村づくり

④ふるさと資源のフル活用

⑤生き生きとした学びの場を育む

施策Ⅳ-1 防災

1. 中間見直しで分かったこと

(1) 前期計画策定時点の課題・検討の概略

震災を体験し、令和元年の台風19号等もあり、地域ごとの防災の必要性が認識されるようになりましたが、地区防災組織は人口減少、高齢化等により維持が難しくなっていることが問題視され、「自分たちの安全は自分たちで守るには」という課題設定により計画を検討しました。

(2) 後期計画に反映した課題・検討

これまで、個人から始まる強靱な地域防災づくりを目標とし、ますます頻発化・激甚化する災害に備え、地域ごとのハザードマップ^{※11}作成などを通じて、協力体制を再構築するとともに、防災への意識付けや防災活動の強化することに取り組んできました。

今後も引き続き、行政区等との協働により住民一人ひとりの防災意識に基づいた地域防災体制づくりに取り組めます。

■問題点

- ・災害の頻発化・激甚化
- ・行政区単位の防災組織の維持が困難
- ・携帯電話不通地域への緊急時の連絡

■課題

- ・地域防災計画等の見直し
- ・防災体制の再構築
- ・誰もが災害時に情報を得られる仕組み

2. 中間見直しを踏まえて改善したこと

後期計画の施策と個別施策及び重要業績評価指標

(ア) 施策Ⅳ-1 防災施策 ※前期計画上の「めざす姿」

「自分たちの安全は自分たちで守る強靱な地域防災」

前期計画の視点に加え、新たに「防犯」の視点を追加した内容に再整理しました。

(イ) 個別施策 ※後期計画からは「実施計画」で詳細を定義します

1 住民の防災意識の向上（前期施策①②を踏まえて新たに定義）

【主な取組例】

- 村民が防災・防犯を学ぶ機会を創出し、意識向上を図ります
- 村のハザードマップの周知・活用などにより村民の防災意識を高め災害に備えるとともに、自主防災組織の検討を進めます

2 安全・安心の確保（前期施策③④を踏まえて新たに定義）

【主な取組例】

- 過去の災害の教訓を踏まえ、備蓄や緊急時情報伝達手段を確保するなど災害に備えます
- 災害時にはインフラの復旧に向け、速やかに対応します
- 防災の観点から、点検・調査等の各種事業を推進します
- 原子力災害への対応を徹底するとともに、放射線対策を継続します

3 防犯・消防・火災予防（前期施策⑤⑥を踏まえて新たに定義）

【主な取組例】

- 防犯意識の普及啓発を行い、村民と協力し、総合的な防犯対策に取り組みます
- 地域の消防体制を充実するとともに、広域的な消防体制の強化を推進します
- 火災予防の意識啓発を行うとともに、予防活動を支援・促進します

(ウ) 重要業績評価指標 ※後期計画から「実施計画」で新たに示すものです

項目	基準値 (R3)	目標値 (R7)
村内企業での企業消防隊設置数	1 団体	2 団体
防災協定締結数	7 件	8 件
パトロールの回数	2 回/月以上	2 回/月以上維持

【参考】前期計画のめざす姿と施策

(ア) めざす姿

「自分たちの安全は自分たちで守る強靱な地域防災」

(イ) 施策

- ① 災害時の情報伝達・共有
- ② 地域防災力の向上
- ③ 災害に向けた備えの強化
- ④ 危機管理体制の強化
- ⑤ 消防体制の見直し・強化
- ⑥ 火災予防対策の強化

※11 自然災害が発生した際の被災想定区域や避難場所、避難経路などの防災関係施設の位置を表示した地図。

施策IV-2 建設

1. 中間見直しで分かったこと

(1) 前期計画策定時点の課題・検討の概略

前期計画策定当初、高齢者の増加に伴って、生活の利便性や安全性の低下、美しい村の景観が損なわれることなどを問題視しました。「安心できる暮らしを助け合いで築くには」という課題設定により計画を検討しました。

(2) 後期計画に反映した課題・検討

これまで、暮らし方がもたらす「最も美しい村」としての景観づくりや、車を持たなくても生活できることを目標とし、交通手段の整備をめざすとともに、生活基盤の維持による安全で暮らしやすい村づくりに取り組んできました。

今後も引き続き、交通利便性の確保に努めるとともに、村民と協働で安心して暮らせる住環境づくりを進めます。

■ 問題点

- ・ 高齢者や観光客の移動手段が少ない
- ・ 村内の家屋や土地の維持管理が困難
- ・ 河川・道路の安全性への不安

■ 課題

- ・ 移動の利便性向上
- ・ 管理・活用方法の検討
- ・ 安全な基盤整備

2. 中間見直しを踏まえて改善したこと

後期計画の施策と個別施策及び重要業績評価指標

(ア) 施策IV-2 建設施策 ※前期計画上の「めざす姿」

「助け合いで築く誰もが安心できる暮らし」

前期計画の視点に加え、新たに住環境の維持や管理の視点を加え再整理しました。

(イ) 個別施策 ※後期計画からは「実施計画」で詳細を定義します

1 道路・河川の維持・管理 (前期施策④を踏まえて新たに定義)

【主な取組例】

- 村外とのネットワーク構築の視点から、道路の整備を促進します
- 安全確保を目的として効率的な道路の維持・補修を行うとともに、住民との協働による管理や環境保全活動等を推進します
- 橋梁の計画的な維持管理を行うとともに、環境保全に取り組みます

2 公共交通の確保 (前期施策①②を踏まえて新たに定義)

【主な取組例】

- 様々な手法の柔軟な運用により、公共交通の利便性確保に努めます
- 情報提供の充実等により、公共交通の利用促進と利便性向上を図ります
- 公共交通について、効率的で一体的な運用の検討を行います

3 住環境の維持・管理（前期施策③⑤を踏まえて新たに定義）

【主な取組例】

- 各種事業の推進により、安全で快適な住環境の維持を図ります
- 空き家の除却や住宅の耐震化などを促進します
- 施設の適切な維持管理により、安全な飲料水や水環境の確保に努めます

(ウ) 重要業績評価指標 ※後期計画から「実施計画」で新たに示すものです

項目	基準値 (R3)	目標値 (R7)
住民参加型環境保全業務の参加行政区数	14 行政区	17 行政区

【参考】前期計画のめざす姿と施策

(ア) めざす姿

「助け合いで築く誰もが安心できる暮らし」

(イ) 施策

- ①住民主体の移動手段確保
- ②公共交通等の維持・活用
- ③景観形成
- ④くらしを支える基盤整備
- ⑤生活安全性の向上

施策Ⅳ-3 行財政

1. 中間見直しで分かったこと

(1) 前期計画策定時点の課題・検討の概略

震災以前の総合振興計画では行政区ごとの地域別計画やつながりプランを策定していましたが、前期計画策定当時は原発事故後の全村避難の影響が大きく以前と同様の計画策定は難しい状況が続いていました。

(2) 後期計画に反映した課題・検討

これまで、地域コミュニティの再生を目標とし、村内外に住む人をつないでのネットワーク再構築と村政運営に取り組んできました。

現在も村民が分散して村内外に居住する状況は続いており、引き続き地域コミュニティの維持・再生をめざすとともに、ICTの活用などによる行政サービスの利便性向上に努め、持続可能な村づくりを進めます。

■ 問題点

- ・ 全村避難によるコミュニティの崩壊
- ・ 厳しい財政状況
- ・ 公共サービスの利便性低下の懸念
- ・ 公共施設等の老朽化・管理費の増大
- ・ 総合振興計画の着実な進行管理

■ 課題

- ・ 地域コミュニティの維持・再生
- ・ 効率的な行財政の執行・収入の確保
- ・ 行政サービスの利便性の向上
- ・ 公共施設の計画的な維持管理・活用
- ・ 村民が関与できる仕組みの構築

2. 中間見直しを踏まえて改善したこと

後期計画の施策と個別施策及び重要業績評価指標

(ア) 施策Ⅳ-3 行財政施策 ※前期計画上の「めざす姿」

「連携して課題に立ち向かえる自立した地域」

前期計画の視点に加え、復興予算終了後の厳しい財政状況を見据えた「収入確保」の視点を追加し再整理しました。

(イ) 個別施策 ※後期計画からは「実施計画」で詳細を定義します

1 村づくりへの村民参画の推進（前期施策①②③を踏まえて新たに定義）

【主な取組例】

- 村民が村づくりに参画しやすい仕組みを整えるとともに、自らの地域を創る意欲あふれる人材や組織づくりを支援します
- 地域コミュニティの再生に向けた取組を支援します

2 DXの推進と効率的な行財政運営（前期施策④⑤を踏まえて新たに定義）

【主な取組例】

- 多様な手法による収入確保に努めるとともに、限られた財源の有効活用に努めます
- 自治体DXの推進による行政サービスの迅速化や利便性の向上を目指し、より効果的・効率的な行政運営を行います

- 公共施設等の長寿命化のため適正な維持管理に努めるとともに利活用を検討します
- 公共施設等への再生可能エネルギーや電気自動車などの導入を検討します

(ウ) 重要業績評価指標 ※後期計画から「実施計画」で新たに示すものです

項 目	基準値 (R3)	目標値 (R7)
村民税等の口座振替の登録件数 (延べ)	2,874 件	4,100 件
村民税の収納率	99.3%	99.5%
地域コミュニティ数	24 団体	26 団体

【参考】前期計画のめざす姿と施策

(ア) めざす姿

「連携して課題に立ち向かえる自立した地域」

(イ) 施策

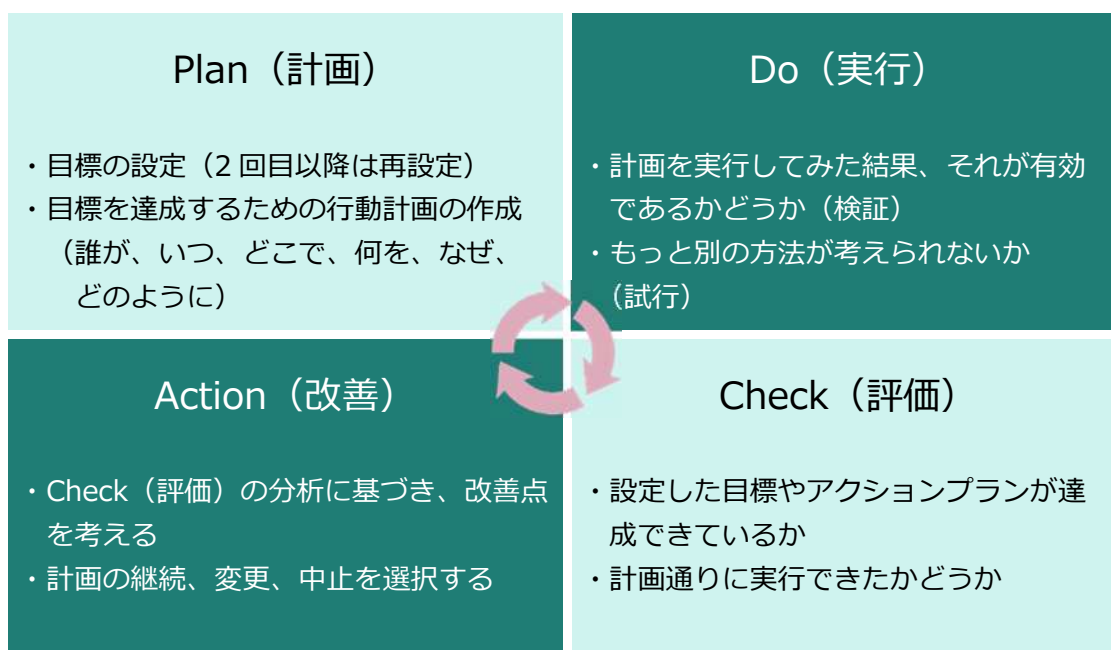
- ① 行政区の活性化に向けた取り組み
- ② 共助・自助の仕組みづくり
- ③ 計画的な行政の推進
- ④ 健全な財政運営
- ⑤ 生活利便性の向上

計画の推進に向けて

1. 着実な実行のための PDCA

本計画においても PDCA を回すことで計画の実現性を高めます。

PDCA とは、継続的な業務の改善を促す手法のことです。以下の 4 つ、**Plan**（計画）、**Do**（実行）、**Check**（評価）、**Action**（改善）の頭文字を取った名称で、4 つの段階を繰り返し行うことにより改善を重ねることを「PDCA を回す」といいます。



第 6 次総合振興計画・前期計画策定時においては単年度ごとの検証による小さな PDCA と、中間年度と最終年度の見直しによる大きな PDCA、大小 2 つの PDCA を回すことにより、着実な実行をめざすこととしました。今回の改定は「中間年度の見直し」、大きな PDCA にあたります。

2. 小さな PDCA

諸施策を総合的かつ効果的に実施していくため、毎年度成果検証を行い、取組の見直しや今後の予算編成等へつなげていきます。

3. 大きな PDCA

次の大きな PDCA は最終年度の見直しとなり、第 7 次総合振興計画策定へとつながります。

卷末資料

飯館村振興計画審議会委員

区 分	所 属 ・ 役 職	氏 名
会長	飯館村教育委員会教育長職務代理者	高橋 祐一
副会長	飯館村農業委員会会長職務代理者	西尾 ツネ
	飯館村議会総務文教常任委員長	佐藤 眞弘
	飯館村議会産業厚生常任委員長	菅野 新一
	ふくしま未来農業協同組合飯館総合支店長	佐藤 賢二
	福島大学行政政策学類准教授	大黒 太郎
	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境研究部門 化学物質リスク研究領域 無機化学物質グループ (併) 農研機構 企画戦略本部	万福 裕造

(敬称略・順不同)

第6次総合振興計画後期計画策定委員

区 分	所 属 等	氏 名
委員長	福島大学 行政政策学類 教授	鈴木 典夫
	村 民	大内 亮
	村 民	佐藤 義幸
	村 民	花井 由貴
	村 民	濱田 幸成
	村 民	星 貴弘
	村 民	星 弘幸
	村 民	山田 豊

(敬称略・順不同)

諮問

5 飯 村 第 1 8 6 号
令和5年11月17日

飯館村振興計画審議会 会長 様

飯館村長 杉岡 誠

飯館村第6次総合振興計画の変更について（諮問）

飯館村第6次総合振興計画を変更するにあたり、飯館村振興計画審議会設置条例第1条に基づき、下記に掲げる事項について諮問します。

記

1. 飯館村第6次総合振興計画後期計画

以上

答申

令和5年12月1日

飯館村長 杉岡 誠 様

飯館村振興計画審議会
会長 高橋 祐一

飯館村第6次総合振興計画について（答申）

令和5年11月17日付け5飯村第186号で諮問されたこのことについて、本審議会において慎重に審議した結果、別添飯館村第6次総合振興計画後期計画（案）に下記の意見を付して答申いたします。

記

1. 飯館村第6次総合振興計画後期計画は、前期計画の村民の理念を引きついでものとなっているものの、計画の構成を整え、人口増加策等の新たな観点を加えたため、村民には引き続き丁寧な説明をおこなうこと。
2. 計画については各種事業の成果を確認しながら、施策の達成状況を毎年度評価し、施策の推進に努めること。また、評価の結果については、数値等を用いてわかりやすく示した上で、公表をすること。
3. 計画の推進にあたっては、村民はもちろんのこと、「なりわい人口」「関係人口」などを構成する全ての人々が「ふるさとの担い手」となって各種の施策・事業に参画できるよう努めること。

以上

(参考) 前期計画ダイジェスト版あいさつ

わくわくする、 たのしい 飯館村へ！

あなたも
飯館村の未来を
一緒に作ろう！



すぎおかまこと
飯館村長 杉岡 誠

この「飯館村第6次総合振興計画」は、30名以上の委員の皆さまがアンケートや地区懇談会などを重ねながら、1年をかけて、策定したものです。

3つの「基本的な考え方」と、4つの「めざす姿」。限られた単語やフレーズの中に委員の方々の様々な思いが込められています。

東日本大震災から10年の時を経て、飯館村は新たなフェーズへと進んでいます。

私たちが目指すのは「ふるさと」を愛し、楽しみ、その喜びをともにする「ふるさとの担い手」が手を携える「明日が待ち遠しくなるようなわくわくする楽しいふるさと」です。

いいいて希望の里学園生が村民の皆さまから寄せられた詩を編纂した「希望の詩」を飯館

「わが村への想い」の一節

きづいて欲しい

ぼくたち、わたしたちの

うつくしい村

のりこえてきた困難を力に

さらに良い村へ

とわに続け ふるさと飯館

に「ふるさとの担い手」の未来への希望と力強い決意を感じています。わたくし自身も「ふるさとの担い手」として、5つの指標を掲げております。

- 1 生きがいと生業の力強い再生と発展
- 2 健康で生き生きと暮らせるふるさと
- 3 情報通信技術による新たなふるさと
- 4 ふるさと資源のフル活用
- 5 生き生きとした学びの場を育む

ぜひこの総合計画ダイジェスト版をご覧ください。委員を始めとする方々が紡いだ言葉と沢山のアイデアに触れ、ふるさとの将来像を大いに語り合ってください。そして自らも「ふるさとの担い手」としての想いを膨らませ、ふるさとを磨き上げていく主役に、またプレイヤーになっていただくきっかけの1冊としてご利用いただければ、大変にありがたく存じます。

最後になりますが、この計画の策定にあたりご尽力くださった委員の皆さま方をはじめ、ご協力くださった関係各位、すべての皆さまに厚く御礼を申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。